

## VIII 公園緑地・景観課関係

VIII-1	令和4年度都市公園事業等関係予算について……………	1
VIII-2	都市公園、緑地保全・緑化推進制度について……………	24
VIII-3	景観・歴史まちづくりの推進について……………	42
VIII-4	2027年国際園芸博覧会について……………	48

### 1. 令和4年度公園緑地・景観・歴史環境等関係予算のポイント

#### 【(1) 基本方針】

以下の政策課題に対応するため、都市公園法、都市緑地法、景観法等に基づく取組の的確な推進、都市公園事業や緑地保全事業等の一体的実施、民間事業者が行う緑化等との協働等により、総合的・効率的・効果的に緑とオープンスペースの確保・活用と良好な景観の形成を図るとともに、歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりへの支援による地域の活性化を図り、もって良好な景観と緑豊かな都市環境の形成を推進する。

##### ① 持続可能なまちづくりへの対応

今後の人口減少・高齢社会の進展に対応したコンパクトシティの実現、地域活性化、まちづくりにおけるグリーン化やデジタル技術の活用推進、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保や自然再生等に資する公園緑地の保全・創出に係る取組への支援

##### ② 安全・安心な都市の形成への対応

地震災害時の避難地・避難路、復旧・救援活動の拠点、延焼防止帯等となる防災公園等の整備、公園緑地の雨水貯留・浸透機能等の向上による豪雨対策、都市公園における施設の戦略的な維持管理・更新（老朽化対策、バリアフリー化対策、長寿命化計画の策定等）

##### ③ 歴史と文化等に根ざした美しい地域づくりへの対応

歴史まちづくり法や景観法等を活用したまちなみ形成、城跡・古墳等の歴史的・文化的資源と一体となった都市公園の整備など、地域独自の魅力の向上等を図り求心力のある市街地の形成に向けたハード・ソフト一体の取組への支援

##### ④ 参画社会への対応

地域住民やボランティア、民間事業者等の多様な主体の参画・協働による緑とオープンスペースの確保・活用に係る取組への支援

##### ⑤ ポストコロナ時代を見据えた新しいまちづくりへの対応

「新しい生活様式」に対応した公園等のオープンスペースの充実・活用によるコンパクトでゆとりとにぎわいあるまちづくりの実現への支援

#### 【(2) 予算のポイント】

##### ① 首里城の復元に向けた取組

令和元年10月に焼失した首里城について、関係閣僚会議において決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、関係省庁や沖縄県と緊密に連携しながら、復元に向けた取組を実施する。

##### ② 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の着実な推進

近年の激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震の発生リスク、インフラの老朽化に対し、災害から国民の命と暮らしを守るため、防災・減災、国土強靱化の加速化・深化は必要不可欠である。このため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、着実に事業を推進する。

##### ③ CO<sub>2</sub>吸収源となるグリーンインフラの社会実装

脱炭素先行地域等において、都市公園整備をはじめとする公共空間の緑化、建築物の屋上緑化等の新たな緑化空間の創出について更なる取組の強化を図る。

- ・CO<sub>2</sub>吸収源となる都市公園整備の推進
- ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の拡充

##### ④ 国営公園等における再生可能エネルギー導入の推進

国営公園や地方公共団体が管理する都市公園において、再生可能エネルギーの更なる導入を推進し、温室効果ガスの削減に寄与するとともに、自立分散型エネルギーの確保による防災性の向上やエネルギーの地産地消による経済循環等の実現を図る。

##### ⑤ 子ども・子育てやバリアフリーなど多様な機能を備えた公園整備

国として推進すべき施策に対応する公園整備のうち、優良な取組を行うものを募集・選定し、そこでの取組やノウハウを広く共有し、地方公共団体が整備する他の公園での実践を促すことで、施策効果の底上げを図る。また、ユニバーサルデザインの取組を目に見える形で加速化させるため、国営公園において全国の都市公園での取組を牽引できるモデルエリアの整備等を行う。

⑥ **国際園芸博覧会に向けた取組み**

「幸せを創る明日の風景」をテーマに、2027年3月～9月に開催する2027年国際園芸博覧会について、花と緑を通じた新たなライフスタイルを提示する機会となるよう、開催に向けた準備を着実に進める。

## 2. 令和4年度公園緑地・景観・歴史環境等関係予算概要

### 【2-1. 費目別予算概要】

#### (1) 公共事業関係予算

(単位：千円)

区 分	令和4年度予算額 (A)			前年度予算額 (B)		倍率 (A/B)	
	事業費	国費	うち 新たな成長 推進枠	事業費	国費	事業費	国費
<b>国 営 公 園 等</b>							
国 営 公 園 等 事 業 費	26,250,168	26,250,168	4,000,000	26,051,105	26,051,105	1.01	1.01
整 備 費	9,176,367	9,176,367	2,993,000	8,917,236	8,917,236	1.03	1.03
維 持 管 理 費	14,896,801	14,896,801	1,007,000	14,971,659	14,971,659	1.00	1.00
工 事 諸 費	2,129,281	2,129,281	0	2,114,491	2,114,491	1.01	1.01
営 繕 宿 舎 費	47,719	47,719	0	47,719	47,719	1.00	1.00
営 繕 費	45,819	45,819	0	45,819	45,819	1.00	1.00
宿 舎 費	1,900	1,900	0	1,900	1,900	1.00	1.00
国 営 公 園 等 事 業 調 査 費	253,000	253,000	0	152,000	152,000	1.66	1.66
国 営 公 園 等 事 業 調 査 諸 費	30,832	30,832	0	30,538	30,538	1.01	1.01
都 市 公 園 事 業 費 補 助	6,720,000	3,000,000	3,000,000	0	0	皆増	皆増
都 市 公 園 防 災 事 業 費 補 助	7,041,000	2,437,000	0	8,081,000	2,737,000	0.87	0.89
小 計	<u>40,295,000</u>	<u>31,971,000</u>	<u>7,000,000</u>	<u>34,314,643</u>	<u>28,970,643</u>	<u>1.17</u>	<u>1.10</u>
<b>都 市 環 境 整 備</b>							
都 市 再 生 推 進 事 業 費 補 助	500,000	250,000	0	490,000	245,000	1.02	1.02
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	500,000	250,000	0	490,000	245,000	1.02	1.02
小 計	<u>500,000</u>	<u>250,000</u>	<u>0</u>	<u>490,000</u>	<u>245,000</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
<b>合 計</b>	<u>40,795,000</u>	<u>32,221,000</u>	<u>7,000,000</u>	<u>34,804,643</u>	<u>29,215,643</u>	<u>1.17</u>	<u>1.10</u>

- 本表のほか、
  - 社会資本整備総合交付金の全体額 581,731百万円がある。
  - 防災・安全交付金の全体額 815,570百万円がある。
- 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算
  - 国営追悼・祈念施設整備事業 494百万円がある。
- 工事諸費の前年度予算額はデジタル庁一括計上分74,357千円を組み替えている。

## ① 国営公園等の整備及び維持管理

国営公園について、広域の見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営沖縄記念公園、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園、国営木曾三川公園等10公園において整備を推進する。特に、令和元年10月の火災により焼失した首里城について、復元に向けた取組を推進する。また、17公園において適正な維持管理を行う。

なお、国営公園の維持管理業務については、一層の効率化を図りつつ、安定的な公園利用サービスの提供を図るため、国庫債務負担行為を活用し、複数年度契約を行っている。

公共空地については、明治記念大磯邸園及び国営追悼・祈念施設（福島県）において整備を推進するとともに、国立民族共生公園及び国営追悼・祈念施設（岩手県、宮城県）において適正な維持管理を行う。



○令和元年10月の火災により正殿を含む9施設が焼失（一部焼失含む）した国営沖縄記念公園首里城地区（令和4年1月時点）



○国営追悼・祈念施設（岩手県陸前高田市）

## ② 国営公園等事業調査費

都市公園・緑地事業を推進する上での技術的諸問題を解決するとともに、社会情勢の変化に鑑み、適正かつ効率的に事業を実施するため、都市公園等の整備及び管理に関する調査、都市緑化推進に関する調査、緑化技術推進に関する調査を実施する。

## ③ 都市公園防災事業費補助

### ○独立行政法人都市再生機構による防災公園の整備

安全で安心できる都市づくりを図るため、防災公園と周辺市街地の一体的な整備改善を行う防災公園街区整備事業を推進する。

#### ④ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

人口減少や社会資本の老朽化が進行し、気候変動の影響等により自然災害が激甚化する中、官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水の厚みやつながりを向上させるため、引き続き都市空間の形成を図るグリーンインフラをソフト・ハード両面から総合的に支援することによりグリーンインフラを活用した都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等の多様な社会的課題の解決を図る。

また、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（R3.6）において、都市空間等のゼロエミッション化の一環として、CO<sub>2</sub>の吸収源となり、ヒートアイランド現象の緩和を通じたCO<sub>2</sub>の排出抑制にも資する、都市空間の緑化の推進が位置付けられていることから、民間建築物の屋上緑化等の取組を支援し、その普及を推進し都市環境の改善の実現を図る。

#### ⑤ 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業

地方公共団体が行う都市公園の整備に当たり、ユニバーサルデザイン化や感染症対策など国として推進すべき施策への対応を目的としたものうち、他の公園の参考となる優良な取組を行うものを募集・選定し、予算支援の重点化を通じてその取組を実現するとともに、取組事例を周知・共有し、他の公園での実践を促すことで、施策効果の底上げを図る。

(2) 行政経費

(単位：千円)

区 分	R4 年度 予 算 額 ( A )	うち新たな成長 推進枠	前 年 度 予 算 額 ( B )	倍 率 ( A/B )
1 緑地環境対策費	160,000	0	160,000	1.00
2 地球温暖化防止等対策費	10,685	0	10,685	1.00
3 景観形成推進費	72,000	0	79,315	0.91
4 都市・地域づくり推進費	125,400	113,400	103,932	1.21
5 建設市場整備推進費	675	0	641	1.05
6 地方整備推進費	13,047	0	11,372	1.15
合 計	381,807	113,400	365,945	1.04

①. 緑地環境の保全等の対策に必要な経費

○ 明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金

令和4年度予算額 160,000千円 (前年度 160,000千円)

明日香村が行う歴史文化学習の推進、景観の創出、地域産業の振興、歴史的風土の保存についての国民啓発の推進、観光・交流による魅力向上の取組、民間企業等と連携した地域活性化に関する取組といった歴史的風土の創造的活用に関する事業を支援する。

<実施年度>

令和2年度～令和6年度

<成果指標>

- ・ 明日香村における世界遺産暫定リスト構成資産候補関連施設の年間入場者数
- ・ 明日香村における田畑等の農地を活用したオーナー制度の年間会員数
- ・ 明日香村における村内農産物直売所の年間売上金額

②. 地球温暖化防止等の環境の保全に必要な経費

○ 都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策に関する調査

令和4年度予算額 10,685千円 (前年度 10,685千円)

京都議定書第二約束期間終了後のパリ協定に基づく新たな枠組(2021年度分実績報告から)において、国連気候変動枠組条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ収集及び取りまとめ、またパリ協定の枠組に順次対応するための算定方法の検討等を行うことで、都市緑化等による地球温暖化対策を促進する。

<実施年度>

平成21年度～令和6年度

<成果指標>

都市緑化等による温室効果ガス吸収量

### ③. 景観に優れた国土・観光地づくりの推進に必要な経費

#### ○ 景観改善推進事業

令和4年度予算額 72,000千円（前年度 79,315千円）

地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進するためには、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図ることが重要である。

このため、景観計画の策定・改定、外部専門家の登用やコーディネート活動、景観規制上の既存不適格になる建築物等への是正措置に要する経費への支援といった景観改善の取組を推進する。

<実施年度>

令和2年度～令和6年度

<成果指標>

景観計画を策定した市区町村の数

### ④. 都市・地域づくりの推進に必要な経費

#### ○ 2027年国際園芸博覧会事業

令和4年度予算額 83,400千円（皆増）

2027年国際園芸博覧会の開催に向けて、博覧会の会場建設を進めるため、博覧会の準備及び運営を行う国際園芸博覧会協会（法に基づき指定予定）に対し、会場建設費の補助を実施する。

<実施年度>

令和4年度～令和10年度

#### ○ 2027年国際園芸博覧会検討調査

令和4年度予算額 30,000千円（前年度 36,000千円）

横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会に向けて、BIEへの認定申請書の作成や各国に参加招請するための広報ツールの作成、政府出展内容の検討・基本計画の策定等を行う。

<実施年度>

令和3年度～令和4年度

#### ○ アルメーレ・ドーハ国際園芸博覧会出展調査

令和4年度予算額 12,000千円（前年度 10,000千円）

令和4年（2022年）にオランダのアルメーレ、令和5年（2023年）にカタールのドーハで開催される予定の国際園芸博覧会において、農林水産省と連携して日本国出展を行うことにより、日本が有する造園緑化技術・文化の対外発信及び海外展開を図るとともに、日本への関心を高め、インバウンドの促進を図る。また2027年国際園芸博覧会のPR・参加招請を行う。

<実施年度>

令和3年度～令和5年度

#### ○ 庭園間交流連携促進調査

令和4年度予算額 ー千円（前年度 19,693千円）

#### ○ 海外日本庭園保全再生方策検討調査

令和4年度予算額 ー千円（前年度 38,239千円）



## 【2-2. 新規・拡充事項等】

### (1) 公共事業関係費

#### ① 首里城の復元に向けた取組

##### ○ 概要

令和4年に本体着工を迎える首里城正殿の工事について、首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和8年の復元に向け、着工初年度の取組を着実に進める。

令和4年度は、本体工事の一環として素屋根の整備等を行うほか、木材の調達や復元過程の公開に向けた取組等を実施する。

#### 令和4年度予算額

国営公園等事業（沖縄分） 直轄 46.5億円の内数

※令和3年度当初予算 国営公園等事業（沖縄分） 直轄 41.0億円の内数

#### 正殿の本体工事

- 「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、正殿の本体工事（令和4～8年度）に着工。
- 令和4年度は、素屋根※の整備等を実施。

※復元工事中の正殿を雨風から保護するための覆いとなる建物



素屋根等の整備イメージ

#### 木材の調達

- 正殿本体工事に使用する大径材の調達を実施（令和3年度からの継続）。



大径材（前回復元時）

#### 復元過程の公開の取組

- 復元過程の公開の取組の一環として、素屋根内で行う、正殿本体工事等に関する展示コンテンツ（模型・パネル等）の検討・制作等を実施。



展示コンテンツのイメージ

#### 首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組みを進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

## ②CO<sub>2</sub>吸収源となる都市公園整備の推進

### ○ 概要

都市の緑は、樹木等の生長に伴うCO<sub>2</sub>吸収の効果や、ヒートアイランド現象の緩和により、空調のエネルギー負荷を低減させるCO<sub>2</sub>排出抑制の効果を持つ。そのため、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素先行地域等において、CO<sub>2</sub>吸収・排出抑制に資する樹木主体の公園整備を推進する。

### 令和4年度予算額

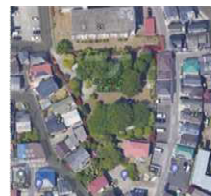
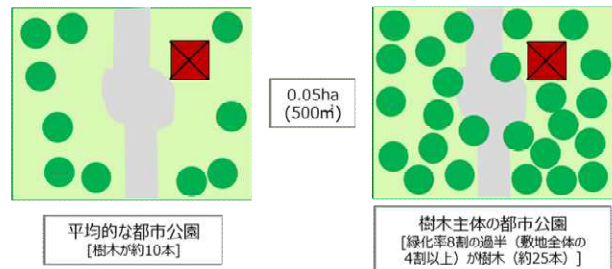
社会資本整備総合交付金 581,731百万円の内数

#### 拡充イメージ

##### ●CO<sub>2</sub>吸収源となる都市公園整備の推進

	現行制度 (都市公園事業)	拡充内容 新設・既設
	対象地域要件	—
都市公園等整備水準要件	現行水準要件 都計区域内の住民一人当たり公園・緑地面積<10㎡ 又は DID地区内の住民一人当たり公園・緑地面積<5㎡	現行水準要件 又は 対象地域内の住民一人当たり公園・緑地面積<5㎡
規模要件	原則2ha以上	1箇所500㎡以上かつ5箇所以上
緑化規定	—	緑化率8割以上で 樹木がその過半を占める
対象事業	・施設整備 ・用地取得	・施設整備（既設の場合は緑化規定を満たすためのものに限る） ・用地取得

#### 樹木主体の公園のイメージ



区立西綾瀬公園 0.22ha（東京都足立区）

### ③グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の拡充

#### ○ 概要

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（R3.6）において、都市空間等のゼロエミッション化の一環として、CO<sub>2</sub>の吸収源となり、ヒートアイランド現象の緩和を通じたCO<sub>2</sub>の排出抑制にも資する、都市空間の緑化の推進が位置付けられていることから、民間建築物の屋上緑化等の取組を支援し、その普及を推進し都市環境の改善の実現を図る。

#### 令和4年度予算額

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 補助 250百万円

### グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の拡充

	通常型	防災・減災推進型
対象地域	—	—
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体を含む官民連携協議会</li> <li>・民間事業者</li> <li>・独立行政法人都市再生機構</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体を含む官民連携協議会</li> <li>・民間事業者</li> <li>・独立行政法人都市再生機構</li> </ul>
事業計画	緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画にグリーンインフラの取組みに関する記載があり、その内容と整合していること	左記に加え、防災指針が定められた立地適正化計画や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画にグリーンインフラの取組みに関する記載があり、その内容と整合していること及び防災・減災関連の計画の達成へ寄与すること
目標設定	緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定、そのうち2つ以上は定量的な目標。	左記の目標のうち、1つは防災・減災関連の指標
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 公園緑地の整備</li> <li>ロ 公共公益施設の緑化</li> <li>ハ 民間建築物の緑化</li> <li>ニ 市民農園の整備</li> <li>ホ 緑化施設の整備</li> </ul> ト グリーンインフラに関する計画策定 チ 整備効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 公園緑地の整備</li> <li>ロ 公共公益施設の緑化</li> <li>ハ 民間建築物の緑化</li> <li>ニ 市民農園の整備</li> <li>ホ 緑化施設の整備</li> <li>ヘ 既存緑地の保全利用施設の整備</li> </ul> ト グリーンインフラに関する計画策定 チ 整備効果の検証
事業者の要件	複数の事業主体により実施するもの、または、前号イ～へのうち2つ以上の事業を実施するもの	複数の事業主体により実施するもの、または、前号イ～へのうち2つ以上の事業を実施するもの
民間建築物の公開性の有無	有	有

○「ハ 民間建築物の緑化」について、脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開のものも本事業の対象とする。

## ④国営公園等における再生可能エネルギー導入の推進

### ○ 概要

全国に約 11 万箇所ある都市公園では、国営公園や地方公共団体が管理する都市公園の一部に太陽光発電施設が設置されている状況にあるが、再生可能エネルギーの更なる導入を推進し、温室効果ガスの削減に寄与するとともに、自立分散型エネルギーの確保による防災性の向上やエネルギーの地産地消による経済循環等の実現を図る。

令和 4 年度予算額 国営公園等事業 直轄 24,073 百万円（前年度比 1.01 倍）  
 都市公園・緑地等事業 社総交 581,731 百万円の内数  
 防安交 815,570 百万円の内数

### 国営公園における取組

○再エネ電気の調達と発電施設の整備によって、2030 年度を目途に国が行う事務・事業に係る電力について、可能な限りの再生可能エネルギーの導入を目指す。

#### 現状

- 再生可能エネルギーによる発電施設の整備は、17 公園中 11 公園で開始済
  - 国が行う事務・事業に係る電力は、合計約 2,060 万 kwh/年（R2 年度実績）
  - 消費電力のうち、再エネ電気の割合は約 1 割
- ※ データは国営公園のみ

#### 取組の方向性

- 再エネ電気の調達**  
次期運営維持管理業務契約時等のタイミングを捉え、順次再生可能エネルギーを用いた電気調達に切り替える。
- 再生可能エネルギーによる発電施設の整備**  
太陽光発電施設等の導入について、既存建築物屋上への設置等、具体的方法を検討し、最大限の導入を図る。

#### <既存の取組例>

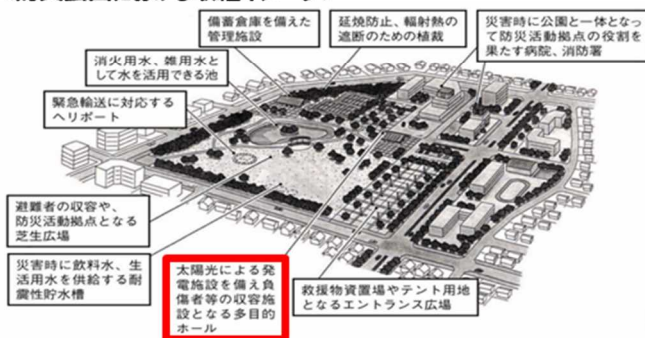
海の中道海浜公園	国営越後丘陵公園	国営木曾三川公園	国営武蔵丘陵森林公園
			
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理所の屋根に太陽電池パネルを設置（最大発電量 30kw）</li> <li>1年間で約 3.2 万 kwh を発電</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園内通路の屋根に太陽光パネルを設置（最大発電量 14kw）</li> <li>1年間で約 1.1 万 kwh を発電</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者専用駐車施設と一体的に太陽光パネルを設置</li> <li>1年間で約 4.6 万 kwh を発電</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電を利用した照明灯を整備し、消費電力を削減</li> </ul>

### 都市公園における取組

○ 自立分散型エネルギー確保の観点も考慮しつつ、災害発生時に避難地や防災拠点となる防災公園を中心に、避難者の適切な誘導等のための照明やスマートフォン等を充電するための電源等として、再生可能エネルギー型発電施設の導入を推進する。

○ Park-PFIを活用した官民連携による都市公園への太陽光発電施設の導入の推進を図る。

#### <防災公園における取組イメージ>



## ⑤緑地保全等事業の拡充

### ○ 概要

流域治水関連法の一つとして、都市緑地法の一部改正により、特別緑地保全地区の指定要件に「雨水貯留浸透地帯」を新たに追加したことを踏まえ、現行の緑地保全等事業による特別緑地保全地区に対する緑地保全利用施設の整備対象に雨水貯留浸透のための施設整備を追加する。

### 令和4年度予算額

社会資本整備総合交付金 581,731百万円の内数

#### 現行の緑地保全等事業の内容

特別緑地保全地区（指定計画地を含む）を対象に、以下事業についての予算支援を実施。

- 土地の買入れ（国費率1/3）
- 損失補償（国費率1/3）
- 緑地保全利用施設の整備（国費率1/2）
  - ① 防火施設
  - ② 土砂崩壊防止施設
  - ③ 景観保全のための植栽
  - ④ 防火・病虫害防除維持管理上の道路
  - ⑤ 立入防止柵・標識等の管理施設
  - ⑥ 散策路
  - ⑦ ベンチ
  - ⑧ 休憩所
  - ⑨ 公衆便所
  - ⑩ 解説板
  - ⑪ 駐輪場
  - ⑫ 水質保全のための水辺周辺施設

対象施設について、個別列挙されている

#### 拡充内容

緑地保全利用施設の整備の一メニューとして、「**雨水貯留浸透機能を高める植栽及び施設**」を追加。

##### ● 雨水貯留浸透機能を高める植栽

- 草地の樹林地化や林相転換 等

※一般的に、裸地・草地より樹林地、針葉樹林より落葉広葉樹林のほうが機能が高いとされる。

樹林地化	樹林地	草地	裸地	樹林地	草地	裸地
215	222	230	144	102	230	22
7	7	0	215	13		

神田川上流域における都市緑地の有する雨水貯留機能と、内水氾濫抑制効果に関する研究（H27）

<樹林地化が必要な草地のイメージ>



大貫橋台特別緑地保全地区（横浜市港北区）

##### ● 雨水貯留浸透機能を高める施設

- 碎石やフィルター等の設置により、降雨時に雨水を一時的に貯留し時間をかけて地下へ浸透させる機能を有する地盤の整備
- 浸透機能を有する地盤に加え、地表面に植栽を施したいわゆる「**レインガーデン**」の整備 等

<レインガーデンのイメージ>



区立上用賀公園（東京都世田谷区）

レインガーデンの構造例

## ⑥社会課題対応型都市公園機能向上促進事業の創設

### ○ 概要

地方公共団体が行う都市公園の整備に当たり、ユニバーサルデザイン化や感染症対策など国として推進すべき施策への対応を目的としたもののうち、他の公園の参考となる優良な取組を行うものを募集・選定し、予算支援の重点化を通じてその取組を実現するとともに、取組事例を周知・共有し、他の公園での実践を促すことで、施策効果の底上げを図ることとする。予算支援の重点化に当たり、確実かつ集中的な支援を可能にするために、個別補助事業を創設する。

### 令和4年度予算額

#### 社会課題対応型都市公園機能向上促進事業 3,000百万円

- ・ 国として推進すべき施策への対応として、有識者の意見も踏まえつつ、ハード・ソフト上の取組等において満たすべき一定の要件を示した上で、モデル的な取組を行う公園を募集・選定し、翌年度から数年間にわたり、個別補助金を用いて確実かつ集中的な支援を実施する。
- ・ 本事業の対象施策については、社会経済情勢を踏まえた設定・見直しを行っていくこととするが、令和4年度においては以下を対象にする。

#### ユニバーサルデザイン化

障がい者の意見等をもとに、施設のユニバーサルデザイン化、利用サポートの提供等を行う公園の整備について、計画的・集中的な支援を実施



#### 感染症対策

公衆衛生の専門家の意見等を踏まえ、施設の衛生対策や密を避けて楽しめる仕掛けづくり等を行う公園の整備について、計画的・集中的な支援を実施



遊具に隣接した手洗場

2mの距離表示

#### ストック効果の向上

住民意見を取り入れる手続きや他分野等との連携等を通じ、まちづくりの課題に対応しながら、管理費の削減や利用満足度の向上に結び付く付加価値の高い公園の整備について、計画的・集中的な支援を実施



遊具を撤去し、高齢者が運動できる広場を再整備

## ⑦国営公園におけるユニバーサルデザイン（UD）の取組

### ○ 概要

都市公園における UD の取組を目に見える形で加速化させるため、各地方ブロックに位置する国営公園において、それぞれの公園の特徴を活かしながら、多様な利用者が十分な UD 環境のなかで公園を楽しむことのできる場を提供するとともに、全国の都市公園での取組を牽引できる“国営公園 UD モデルエリア”を整備・周知する。

令和 4 年度予算額 国営公園等事業 直轄 24,073 百万円（前年度比 1.01 倍）

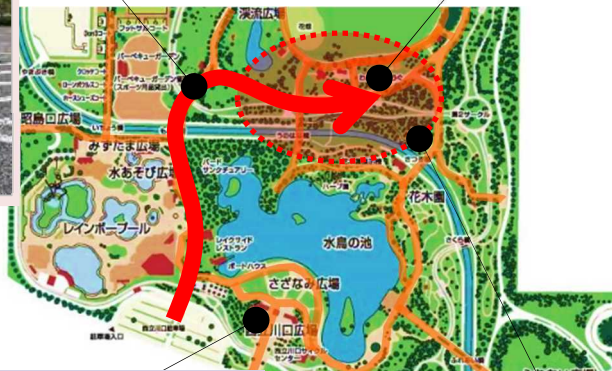
“国営公園 UD モデルエリア”イメージ（国営昭和記念公園 西立川口～わんぱくゆうぐエリア）

— バリアフリー対応園路

バリアフリー化された園路や園内交通施設等により、公園入口や駐車場からのアクセスを確保



遊具や運動・スポーツ、草花鑑賞、自然体験など、公園・エリアならではの魅力を提供



利用サポートや HP の充実等により、ソフト面のユニバーサルデザインを推進



トイレなどの施設のバリアフリー化とともに、赤ちゃん休憩所等の設備を充実



※各公園の利用状況を踏まえ、公園利用者や関係団体等の意見を取り入れながら、設備の改善や整備を行う。

## (2) 行政経費

### ①2027年国際園芸博覧会事業

#### ○ 概要

2027年国際園芸博覧会の会場建設費については、令和3年6月の閣議了解に基づき、国、関係地方公共団体、民間が1:1:1で負担することとしている。会場建設事業は、博覧会の準備及び運営を行う国際園芸博覧会協会（博覧会の円滑な準備及び運営のため、国際園芸博覧会協会の指定制度の創設等所要の措置を講ずる法案を令和4年の通常国会に提出）が実施するため、同協会に対する補助金を創設。

会場建設に係る業務については、令和4年度から令和10年度まで実施される見込みで、令和4年度は、博覧会協会が行う博覧会基本計画、環境影響評価、会場基本計画・基本設計、ICT基盤設計等に対する補助を実施する。

令和4年度予算額 2027年国際園芸博覧会事業 83百万円(皆増)

#### 2027年国際園芸博覧会の概要

位置付け：最上位の国際園芸博覧会（A1）

※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催

開催場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）

開催期間：2027年3月～9月（6か月間）

参加者数：約1,500万人

テーマ：幸せを創る明日の風景

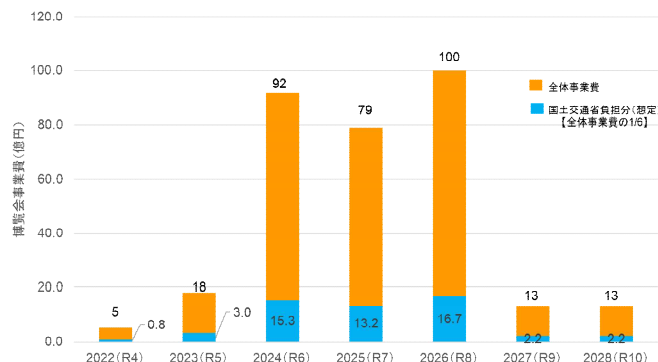
～Scenery of The Future for Happiness～



#### ■ 想定されるスケジュール

年度	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
博覧会基本計画	計画策定						
環境影響評価	準備書	評価書					
会場基本計画 基本設計	会場基盤 基本設計	実施設計	工事				
	施設・建築物 基本設計	基本設計	実施設計	大規模施設（中核展示等）工事	展示作業等		
植栽関係		試験植栽（会場外）	試験植栽（会場内）	土壌改良、庭園、花壇整備	植付		
	ICT関係	ICT調達	ICT開発				
						博覧会開催	撤去工事 撤去・復旧工事

#### ■ 会場建設費の年度割（R5以降の年度割等については、R4成果を踏まえ精査）



会場建設費について、国の負担割合は、国土交通省：農林水産省＝1:1 とすることを両省で調整済。



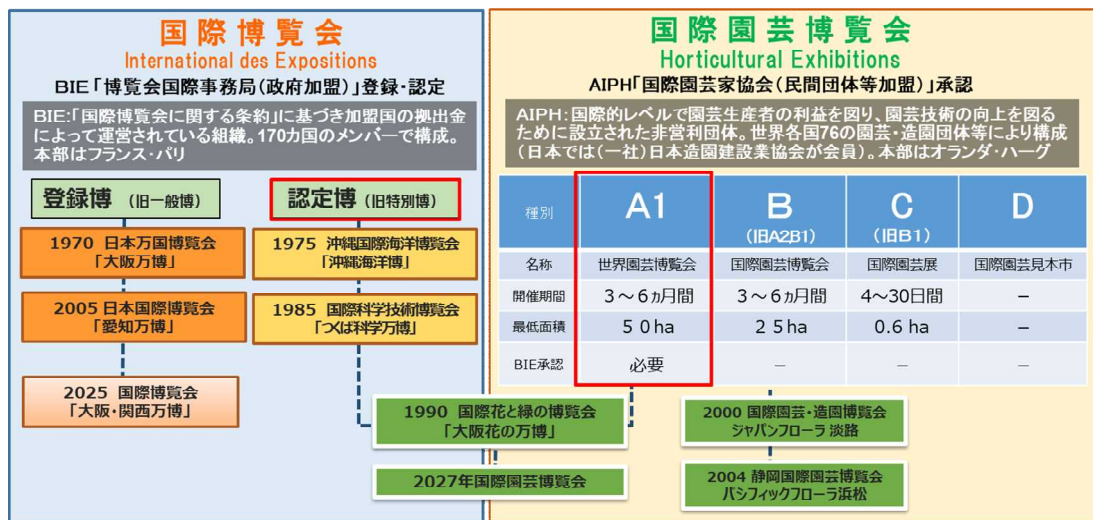
## ②2027年国際園芸博覧会検討調査

### ○ 概要

2027年に横浜市で開催する最上位の国際園芸博覧会（A1）は、AIPH(国際園芸家協会～各国の園芸造園団体で構成～)の承認と、BIE(博覧会国際事務局～各国政府で構成～)による認定を得る必要がある。

令和4年度は、BIEへの認定申請書の作成、国際博覧会条約に基づき外交ルートを通じて各国へ参加招請を行うための広報ツールの企画・作成、BIEとの調整業務、政府出展の内容の検討・基本計画の策定を行う。

令和4年度予算額 2027年国際園芸博覧会検討調査 30百万円(0.83倍)



### 調査内容

#### ① 認定申請書の内容作成補助業務

2027年国際園芸博覧会の開催に向け、BIEへ提出する認定申請書の作成を行う。

#### ② 参加招請活動補助業務

BIEにおける認定後、各国に2027年国際園芸博覧会への参加招請を実施するためのパンフレットや広報ツールについて、企画・作成を行う。

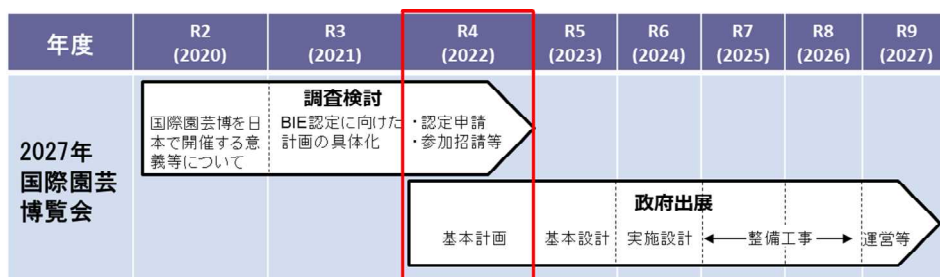
#### ③ BIEとの各種調整業務

2027年国際園芸博覧会の進捗確認及び実地調査等のために来日するBIE事務局員及びBIE委員への対応補助等、BIE認定に必要な業務を行う。

#### ④ 政府出展内容の検討

2027年国際園芸博覧会における政府出展の内容検討、基本計画の策定を行う。

### ■ 想定されるスケジュール



### ③アルメーレ・ドーハ国際園芸博覧会出展調査

#### ○ 概要

2019年の北京に引き続き、2022年にオランダ・アルメーレ、2023年にカタール・ドーハにおいて国際園芸博覧会（A1クラス）が開催予定である。

両国際園芸博覧会において、日本庭園等の屋外出展を行うことにより、両国間の友好関係向上はもとより、日本が有する造園文化の海外発信や、造園緑化技術の海外展開を図るとともに、インバウンドの増加、横浜市において開催される2027年国際園芸博覧会のPR・参加招請につなげる。

令和4年度予算額 アルメーレ国際園芸博覧会出展調査 12百万円(1.20倍)

#### アルメーレ国際園芸博覧会の概要

【名称】Floriade Expo 2022  
 【テーマ】Growing Green Cities  
 【開催期間】2022年4月14日～  
 2022年10月9日  
 【会場所在地】オランダ・アルメーレ



#### ドーハ国際園芸博覧会の概要

【名称】EXPO 2023 DOHA  
 【テーマ】Green Desert, Better Environment  
 【開催期間】2023年10月2日～  
 2024年3月28日  
 【会場所在地】カタール・ドーハ



#### 調査内容

##### ○ 国際園芸博覧会における造園緑化技術の出展

- ・ 過年度の企画立案に基づき、関係機関、民間企業等との調整を図りつつ、造園緑化技術に関する出展を行う。【アルメーレ・ドーハ】

##### ○ 造園緑化技術の情報発信

- ・ 国際園芸博覧会の開会中、我が国の伝統的な造園緑化技術について、出展関係機関、民間企業等と連携し、効果的な情報発信を行う。また、ジャパンデーなど、各国重要関係者をはじめとする多くの集客を見込める行催事において、効果的な普及啓発方法の検討を行う。【アルメーレ】

##### ○ 出展効果の把握

- ・ 来場者及び他の出展国の意識調査を行うことにより、我が国の伝統的な造園緑化技術等に対する認識、趣向、ニーズを把握・分析し、今後の造園緑化技術の海外展開に寄与する政策の立案・検討に活用する。【アルメーレ】

(スケジュール見込み)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
①現地情報収集整理	→ (アルメーレ) → (ドーハ)	→	→	
②出展に係る企画検討	→	→	→	
③国際園芸博覧会における造園緑化技術の出展		→	→	→
④造園緑化技術の情報発信	→		→	→
⑤出展効果の把握			→	→

## ④景観改善推進事業の重点化

### ○ 概要

魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施。歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図るとともに、ポストコロナにおける多様な価値観の受け皿となる個性的な都市の形成にも貢献する。

良好な景観形成を通じて地域の魅力を向上させることにより、国内外からの観光客の来訪を増加させ観光立国に貢献するため、事業主体を「景観に関連のある計画等を定めている市区町村」に限定し、重点的な支援を実施する。

令和4年度予算額 景観形成推進費 72百万円の内数

## 景観改善推進事業

### 目的

○ 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施。

○ これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図るとともに、ポストコロナにおける多様な価値観の受け皿となる個性的な都市の形成にも貢献。

### 支援内容

#### 【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

#### 【補助率】

- 上記(1)、(2) 事業主体がa.かつb.に該当する場合 1/2  
事業主体がa.に該当する場合 1/3  
上記(3) 事業主体がa.に該当する場合 1/3

#### 【事業主体】

- a. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

#### ※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

## ⑤歴史的観光資源高質化支援事業

### ○ 概 要

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却に加え、令和4年度からは支援対象を拡充し、歴史的なまちなみの連続性を損なう空地における伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を支援対象に追加することで、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させる。

令和4年度予算額 国際観光旅客税財源充当事業 224百万円の内数

### 歴史的観光資源高質化支援事業(事業イメージ)

建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景による歴史的なまちなみの質の向上

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物の外観を美装化し、まちなみとの調和を実現



建築物の美装化(イメージ)

- 歴史的建造物への視線を遮る景観阻害物件を除却し、まちあるきを楽しめる環境整備を推進



建築物の除却(イメージ)

- 空地に歴史的なまちなみと調和した門扉を設置し、連続性が保たれた沿道景観を形成



空地の美装化(イメージ)

- 伝統的な意匠形態を有する建築物を新築することにより、歴史的なまちなみ景観の連続性を実現



新築建築物の修景(イメージ)

補助事業者:地方公共団体、民間事業者等  
補助率:1/3 ※観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上  
計画認定都市において実施されるものが対象

## 【2-3. 災害からの復興と安全・安心の確保】

### (1) 国営追悼・祈念施設整備事業

#### 【背景・目的】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町に、国営追悼・祈念施設を設置する。

岩手県及び宮城県における施設については令和2年度末に整備完了し、令和3年度からは一般会計で維持管理を行っている。福島県における施設については令和7年度内での完成を目指し、引き続き東日本大震災復興特別会計で整備を推進する。なお、福島県の国営追悼・祈念施設においては、令和3年1月に一部利用開始した。

#### 【概要】

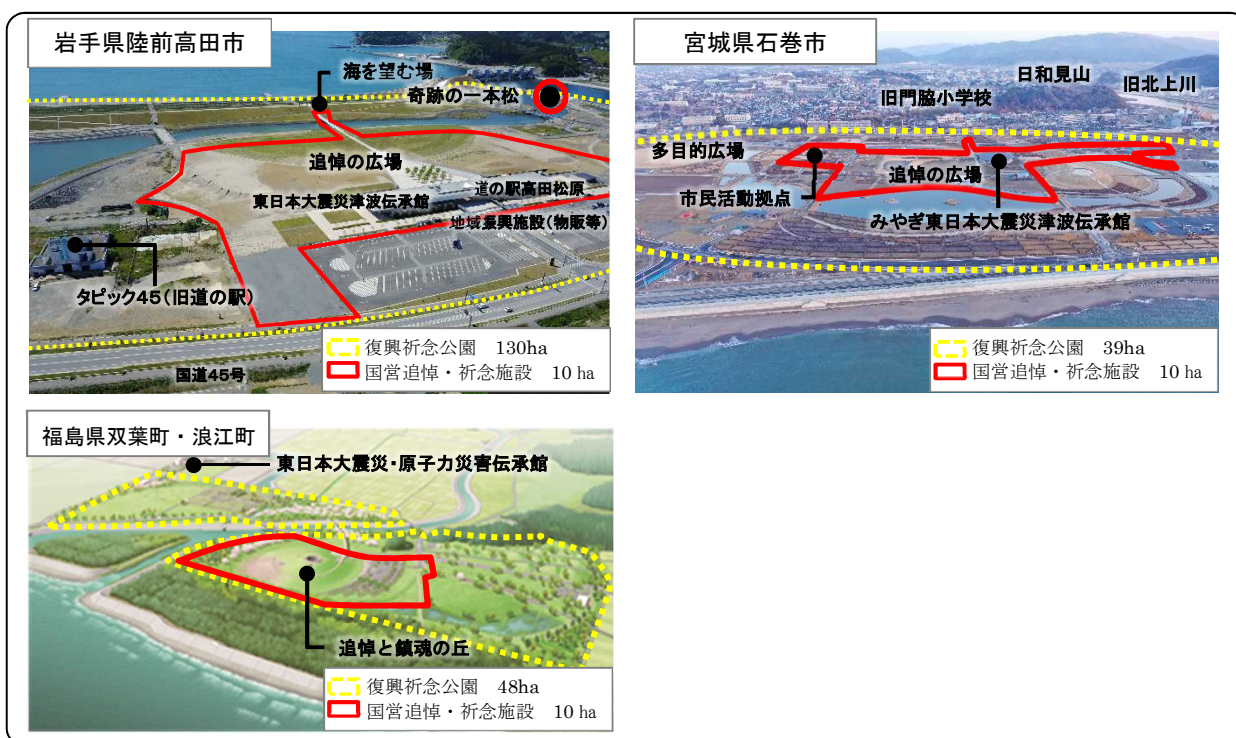
令和4年度は、福島県における国営追悼・祈念施設の軟弱地盤対策工、管理施設建築工等を実施する。また、岩手県・宮城県における国営追悼・祈念施設の維持管理を実施する。

#### 令和4年度予算額

国営追悼・祈念施設整備費 直轄 494百万円（1.40倍 工事諸費含む）

<復興庁一括計上予算>

国営公園等維持管理費 直轄 14,897百万円の内数（1.00倍）



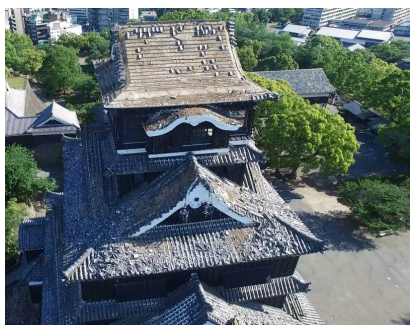
## (2) 熊本城公園の早期復旧及び耐震化等の推進

### 【概要】

平成 28 年熊本地震により、熊本城公園では天守閣や本丸御殿、飯田丸五階櫓等に加え、特別史跡を構成する石垣や重要文化財の櫓等、多数の施設が甚大な被害を被った。

「熊本城復旧基本計画」(熊本市 H30.3 策定)に基づき、災害復旧事業により天守閣等の早期復旧を進めるとともに、観光施設としての安全性を確保するため、防災・安全交付金により天守閣の耐震化やエレベーター設置などのバリアフリー化の取組を支援。

令和 3 年 3 月には、天守閣の完全復旧及び内部展示のリニューアルが完了し、6 月 28 日より天守閣内部の公開を開始している。



熊本地震により被災した天守閣(左:瓦の多数崩落、右:石垣の一部崩落)



天守閣の復旧完了(令和3年3月)

## 【2-4. 独立行政法人都市再生機構が行う公園整備事業について】

### (1) 防災公園街区整備事業

地震災害等に対し脆弱な構造となっている大都市地域等の既成市街地において、地方公共団体の要請に基づき、独立行政法人都市再生機構が防災公園の整備と周辺市街地の改善を一体的に行い、都市の構造的な防災機能の強化を図る。

＜参考＞令和4年度防災公園街区整備事業	事業費	7,041 百万円
令和4年度予算額 都市公園防災事業	補助	2,437 百万円

地震災害等に対し脆弱な構造となっている都市の既成市街地において、

- ・地方公共団体からの要請に基づき、
- ・UR 都市機構が、出資金を活用して工場跡地等を機動的に取得するとともに、
- ・都市公園防災事業補助金を直接、受け入れ、避難地や防災活動拠点となる防災公園の整備と周辺市街地の整備改善を一体的に実施

することにより、都市の構造的な防災機能の強化を図る事業です。



#### 【事業のメリット①】URによるまちづくりの課題解決

様々なURのまちづくりのノウハウにより、防災公園整備と一体的に周辺市街地の整備改善を実施、市街地整備による耐震化・不燃化や地方公共団体のまちづくり方針に基づく市街地整備など地方公共団体が抱えるまちづくりの課題解決をお手伝いします。

#### 【事業のメリット②】URの直接施行による公園整備事業の推進

URが事業主体として「用地取得」「設計・施工」「補助事業」等の公園整備に係る業務を実施することにより、地方公共団体の事務手続きを軽減します。また、会計検査等にも事業主体として対応します。

### 【事業のメリット③】3つの資金計画上のメリット

地方公共団体の資金計画を優位にするメリットがあります。

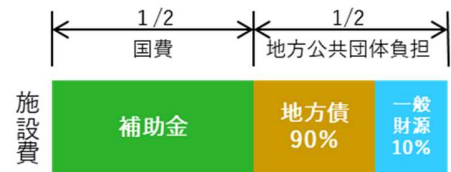
**①国の出資金(無利子)により UR が公園用地購入費を立替え、事業用地を一括で取得します。**

- ・土地取得時の地方公共団体の一時的な予算措置の増大を回避することができます。



**②UR の直接補助枠内での補助事業実施**

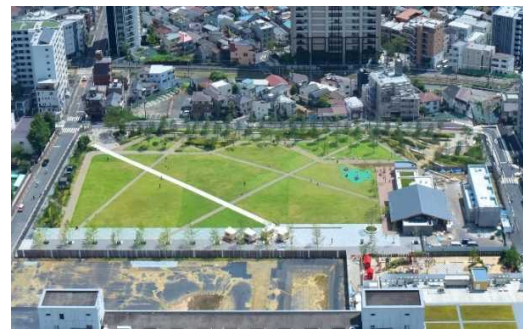
- ・UR が国から直接補助金の交付を受けて公園事業を行うため、国への協議が不要です。
- ・地方公共団体の予算の枠外で補助金の確保が可能です。



**③地方公共団体の一般財源負担分の割賦による予算の平準化**

- ・用地費：償還期間 20 年(5 年据置)、無利子
- ・施設費：償還期間 15 年(2 年据置)、国土交通大臣が定める年率

※起債地方負担率は変更となる場合があります



防災拠点の整備と賑わい機能の創出という2つの機能を実現  
(としまみどりの防災公園(愛称:IKE・SUNPARK) 東京都豊島区)



人々が集まる賑わい空間を備えた  
史跡整備と連携した育てつづける防災公園を整備  
(安満遺跡公園 大阪府高槻市)

市民や学生との交流を生み出す  
大学と一体化した防災・交流拠点を創出  
(岩倉公園 大阪府茨木市)

## (2) 都市公園建設等受託事業

地方公共団体からの委託に基づき、公園の計画や、公園施設に関する設計、積算、発注、監督、検査等の専門技術を要する行政事務を、独立行政法人都市再生機構が支援、代行し、都市の防災性の向上や自然環境の創出・再生等の都市再生に資する都市公園の整備等を実施する。



Ⅷ-2 都市公園、緑地保全・緑化推進制度について

1. 都市公園、緑地保全・緑化推進に関する主な制度の運用状況と市民緑地認定制度の概要について  
 (1) 都市緑地法等の一部を改正する法律による制度改正の運用について

改正都市公園法の運用状況 公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況①

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



改正都市公園法の運用状況 公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況②

年度	Park-PFI 活用事例一覧（65公園 [51自治体、2地方整備局]、うち30公園供用）	
平成29年度	北九州市(勝山公園) 7/14公表【面積 20.1ha】 豊島区(道南局地区防災公園) 9/15公表【面積 1.7ha】	名古屋市(久屋大通公園)10/31公表【面積 15.8ha】 岐阜県(ぎふ清流聖山公園) 12/8公表【面積 107.7ha】
平成30年度	福岡県(天神中央公園)5/31公表【面積 3.1ha】 盛岡市(木沢緑地)6/4公表【面積 0.4ha】 仙台市(榴岡公園)6/25公表【面積 11.3ha】 恵庭市(油川河川緑地)8/1公表【面積 21.7ha】 新宿区(新宿中央公園)9/18公表【面積 8.8ha】 別府市(別府公園)10/3公表【面積 27.3ha】 鹿児島市(加治屋まちの杜公園)10/4公表【面積 1.4ha】 近畿地方整備局(国営明石海峡公園)10/11公表【面積 96.1ha】 群馬県(敷島公園)11/13公表【面積 17.8ha】 横浜市(横浜動物の森公園)11/21公表【面積 103.3ha】	和歌山市(本町公園)11/22公表【面積 1.4ha】 盛岡市(盛岡城跡公園)11/26公表【面積 9.2ha】 堺市(大塚公園)11/28公表【面積 15.5ha】 京都市(大宮交通公園)12/7公表【面積 1.8ha】 むつ市(おおみなと臨海公園)12/14公表【面積 13.8ha】 別府市(鉄輪地獄帯公園)1/30公表【面積 7.4ha】 盛岡市(中央公園)2/8公表【面積 17.2ha】 二戸市(金田一近隣公園)2/12公表【面積 1.8ha】 湯河原町(万葉公園)3/6公表【面積 19.5ha】 神戸市(海浜公園)3/29公表【面積 14ha】
令和元年度(平成31年度)	平戸市(中瀬草原) 4/17公表【面積8.7ha】 福岡県(大塚公園) 4/26公表【面積39.8ha】 渋谷区(北谷公園) 5/24公表【面積0.096ha】 佐世保市(中央公園) 7/8公表【面積13.7ha】 木更津市(島居崎海浜公園) 7/31公表【面積2.2ha】 九州地方整備局(海の中道海浜公園) 8/7公表【面積297.9ha】 平塚市(湘南海岸公園) 8/22公表【面積58.6ha】 神戸市(東遊園地) 8/26公表【面積2.7ha】 徳島県(小幡緑地) 9/6公表【面積226.9ha】 所沢市(東所沢公園) 9/13公表【面積2.1ha】 各務原市(字ひの森) 10/11公表【面積4.2ha】	群馬県(観音山ファミリーパーク) 10/17公表【面積60.3ha】 岡崎市(乙川河川緑地・中央緑道) 10/18公表【面積27.29ha・0.55ha】 東大阪市(花園中央公園) 11/1公表【面積27.09ha】 富士川町(大法師公園) 11/1公表【面積6.4ha】 福山市(中央公園) 11/6公表【面積1.6ha】 神奈川県(観音崎公園) 11/15公表【面積70.4ha】 四日市市(中央緑地) 12/6公表【面積28.5ha】 豊田市(緑ヶ池公園) 12/20公表【面積95ha】 堺市(大仙公園) 2/28公表【面積38.5ha】 むつ市(代官山公園) 3/16公表【面積1.1ha】 山形市(ひばり公園) 3/27公表【面積0.0954ha】
令和2年度	越前市(武生中央公園) 4/2公表【面積13.3ha】 青森市(青い森セントラルパーク) 4/27公表【面積5.1ha】 茨城県(偕楽園公園) 5/13公表【面積58.0ha】 堺市(原池公園) 6/1公表【面積15.2ha】 須岡川市(翠ヶ丘公園) 6/29公表【面積28.34ha】 久留米市(中央公園) 10/1公表【面積23.8ha】 北区(飛鳥山公園) 10/1公表【面積7.4ha】 名古屋市(徳川園) 10/2公表【面積4.5ha】 沖縄市(コガ運動公園) 10/5公表【面積23.4ha】	我孫子市(手賀沼公園) 10/26公表【面積4.7ha】 静岡市(城北公園) 12/14公表【面積6.1ha】 浜松市(万科住居公園) 12/15公表【面積1.4ha】 加賀市(山代西部公園) 1/4公表【面積0.28ha】 渋谷区(恵比寿南一公園) 1/8公表【面積0.2ha】 豊川市(赤塚山公園) 1/8公表【面積25.1ha】 津市(中勢グリーンパーク) 1/21公表【面積28.3ha】 多摩市(多摩中央公園) 1/22公表【面積11.2ha】 北九州市(到津の森公園) 2/12公表【面積10.6ha】 広島市(中央公園) 3/26公表【面積42.7ha】

※太字は公募対象施設がオープンしている公園  
 ※上記の他、約107箇所において活用を検討中

(令和3年4月28日時点・国土交通省調べ)

■改正概要

○ 国家戦略特区法改正(H27.9施行)により、国家戦略特区内に限り占用許可による都市公園内での保育所等の設置が認められていたが、都市公園法改正(H29.6施行)により全国で可能に。

※保育所等の占用に関し、地方公共団体内の公園部局と保育部局との連携が図られるよう関係省庁連名通知を发出

〔「都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について」(平成29年6月15日)国土交通省都市局公園緑地・景観課長、内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 等 通知〕

■ 占用許可による保育所等の設置(開設済み)事例 (令和3年4月1日時点)

開設年度	公園管理者	整備施設	開設年度	公園管理者	整備施設
H29年度	京都府京都市(一乗寺公園)	認可保育所	R2年度	兵庫県伊丹市(稲野公園)	公立保育所
	青森県むつ市(柳町児童公園)	認可保育所		兵庫県神戸市(石屋川公園)	認可保育園
H30年度	愛知県一宮市(真清公園)	放課後児童クラブ		兵庫県神戸市(生田川公園)	認可保育園
	長崎県雲仙市(上山公園)	認可保育所		兵庫県神戸市(王子南公園)	認可保育園
	東京都品川区西大井公園	認可保育所		千葉県市川市(市川駅前公園)	認可保育所
	茨城県常陸太田市(山吹運動公園)	社会福祉施設		岩手県盛岡市(中央公園)	認可保育園
	東京都江東区(南砂三丁目公園)	認可保育所		千葉県市川市(妙典公園)	認可保育所
	奈良県生駒市(生駒山麓公園)	社会福祉施設	東京都昭島市(昭和公園)	認可保育所	
R元年度	東京都港区(港南緑水公園)	認可保育所	R3年度	東京都小平市(錦木地域センター公園)	学童クラブ
	東京都日野市(浅川スポーツ公園)	認可保育所		富山県富山市(藤木公園)	放課後児童クラブ
	愛知県名古屋市の(平和公園)	認可保育所		沖縄県豊見城市(豊見城団地緑地)	放課後児童クラブ
	静岡県静岡市(新富公園)	放課後児童クラブ		兵庫県明石市(中崎遊園地)	認定子ども園
	愛知県名古屋市の(港明公園)	放課後児童クラブ		兵庫県明石市(松が丘公園)	認定子ども園
	愛知県名古屋市の(緑石第一公園)	放課後児童クラブ		兵庫県明石市(上ヶ丘公園)	認可保育所
	東京都府中市(寿中央公園)	学童クラブ		東京都新宿区(鶴巻南公園)	認可保育所
R2年度	新潟県新潟市(秋葉公園)	認定子ども園	青森県むつ市(金谷公園)	認定子ども園	
	東京都杉並区(玉川上水緑道)	認可保育所			
	熊本県嘉島町(浮島周辺水辺公園)	認可保育所			
	新潟県燕市(みなみ観水公園)	児童福祉施設			
	大阪府高槻市(神内かんなぎ公園)	認定子ども園			

※一覧の他国家戦略特区法による保育所等の設置状況:全18施設開設済

改正都市緑地法の運用状況  
市民緑地認定制度の活用状況

■市民緑地認定制度の概要

- ・民間主体が緑地を整備・管理し、公園と同等の空間を創出する取組について市区町村が認定する制度を創設。
- ・みどり法人の指定を受けた民間主体が整備する場合は、固定資産税等の軽減措置※や社会資本整備総合交付金による支援の対象。

※当該市民緑地のうち一定の要件を満たす土地に係る固定資産税・都市計画税軽減(最初の3年間、1/3(1/6~1/2で条例に規定)の軽減・令和5年3月31日までの時限措置)

■制度活用・検討状況 (令和3年3月末時点)

- ・中川自治会広場(埼玉県さいたま市)  
H29.8 中川自治会をみどり法人指定。市民緑地認定
- ・かしわ路地裏市民緑地(千葉県柏市)  
H29.9 NPO法人(urban design partners balloon)をみどり法人指定  
H29.11 市民緑地認定
- ・コクーンシティ(埼玉県さいたま市)  
H30.5 片倉工業(株)をみどり法人指定。市民緑地認定
- ・紡ぐ広場(愛媛県西条市)  
H30.8 (株)アドバンテックをみどり法人指定  
H30.10 市民緑地認定
- ・ノリタケの森(愛知県名古屋市の)  
H30.11 株式会社ノリタケカンパニーリミテドをみどり法人指定  
H30.12 市民緑地認定
- ・ソニエルみどりの ファームプレイス(茨城県つくば市の)  
H31.2 市民緑地認定
- ・ミズノスポーツプラザ神戸和山市民緑地(兵庫県神戸市の)  
H31.3 ミズノスポーツサービス(株)をみどり法人指定 市民緑地認定
- ・一号館広場(東京都千代田区)  
R1.12 三菱地所(株)をみどり法人指定、市民緑地認定
- ・ホトリア広場(東京都千代田区)  
R3.3 市民緑地認定
- ・神田スクエア広場(東京都千代田区)  
R3.3 住友商事をみどり法人指定、市民緑地認定



かしわ路地裏市民緑地(千葉県柏市)

## 改正生産緑地法の運用状況

### 生産緑地地区の面積要件の引下げに関する取組み状況

#### ■改正概要

- 生産緑地地区を都市計画に定める際の規模要件について、一団で500m<sup>2</sup>以上とされていたものを市区町村が条例で300m<sup>2</sup>まで引き下げることが可能に。

#### ■制度活用・検討状況 (R3.12月末時点)

- 令和3年12月末現在、全国142都市で面積要件の引下げ条例を制定。

(全て下限面積を500m<sup>2</sup>から300m<sup>2</sup>に引下げ)

生産緑地制度活用都市: 235都市

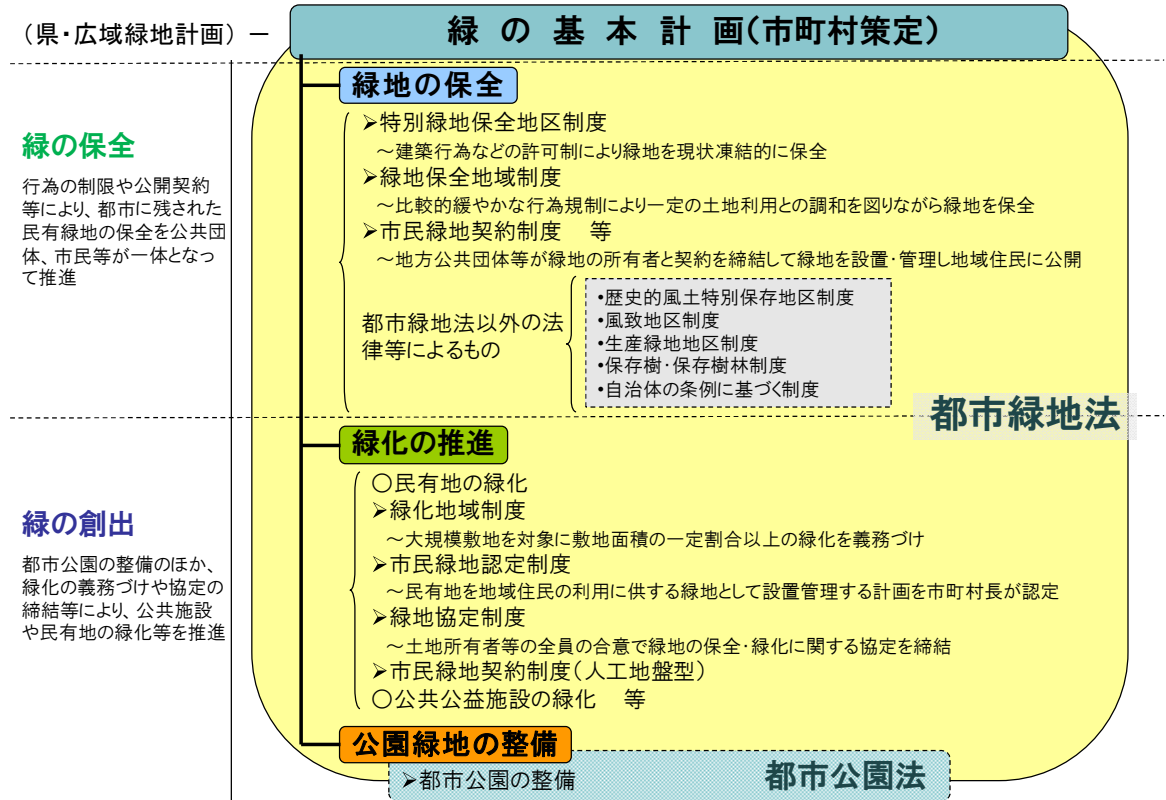
東京都	目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
茨城県	取手市
埼玉県	さいたま市、川口市、越谷市、朝霞市、新座市、八潮市、所沢市、加須市、蕨市、志木市、富士見市、三郷市、川越市、草加市、坂戸市、ふじみ野市、入間市、和光市、鶴ヶ島市
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、海老名市、平塚市、厚木市、大和市、秦野市、南足柄市、横須賀市、座間市、小田原市、三浦市、綾瀬市
静岡県	静岡市、浜松市
愛知県	名古屋市長一宮市、小牧市、碧南市、岡崎市、津島市
三重県	四日市市
京都府	京都市、長岡京市、宇治市、城陽市、向日市、八幡市
奈良県	大和郡山市、天理市
大阪府	大阪市、堺市、箕面市、豊中市、高槻市、茨木市、摂津市、枚方市、豊屋川市、東大阪市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、岸和田市、池田市、泉大津市、八尾市、松原市、大東市、羽曳野市、門真市、藤井寺市、守口市、交野市、四條畷市、河内長野市、吹田市、島本町、高石市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市
兵庫県	神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市

## 2. 緑地保全・緑化推進に関する主な制度の運用状況と市民緑地認定制度の概要について

### 【制度の概要と運用状況】

都市における緑地保全及び緑化推進に関する主な制度の概要と運用状況は以下のとおりである。

## ■都市の緑に関する施策の体系



### (1). 緑の基本計画(都市緑地法第4条)

都市緑地法第4条に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」は、令和3年3月末時点で692市町村において策定済みである。(うち、331市町村において改定作業が行われている。)

- ① 平成23年の地域主権改革一括法(第2次)において、記載事項の例示化や公表の努力義務化等の改正が行われたところであり、策定、改定にあたっては留意されたい。
- ② 社会情勢の変化や事業の進捗等により内容の見直しを行う必要が生じたときは、遅滞なく変更すべきであり、計画内容の充実に努めることが望ましい旨、都市緑地法運用指針に位置付けられており、平成29年に改正された都市緑地法等の内容を踏まえた対応などが望まれる。
- ③ 平成29年都市緑地法改正により、法定記載事項に「公園の管理の方針」「生産緑地地区内の緑地の保全」が追加された(平成30年4月1日施行)。
- ④ 都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するため、都市における総合的な緑のマスタープランである緑の基本計画に生物多様性に関する方針や施策を位置づけることが有効である。

参考：平成30年4月「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」

平成23年10月「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」

⑤令和元年7月に「グリーンインフラ推進戦略」が公表され、公園緑地、緑化施設、市民農園の整備など、地方公共団体等における総合的なグリーンインフラ\*の取組を支援するため、緑の基本計画においても、グリーンインフラを体系的に組み込むことが有効である。令和3年8月には「都市緑地法運用指針」を改正し、緑の基本計画にグリーンインフラを組み込む際の留意点を示している。

\*社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

## (2)．特別緑地保全地区(都市緑地法第14条)

### <制度の概要>

- ①都市計画区域内の重要な緑地について、建築行為など一定の行為を許可制とし、緑地を現状凍結的に保全する制度。
- ②支援措置としては、(ア)土地の買入れや施設整備に対する社会資本整備総合交付金の活用、(イ)相続税評価額の8割評価減等の税制優遇措置がある。
- ③指定地区内においては、土地所有者等と地方公共団体等が管理協定を締結し、土地所有者に代わって緑地の適切な保全を推進することが可能。

※平成23年の地域主権改革一括法(第2次)で、2以上の市町村の区域にわたらない10ha以上のものについて、都市計画決定を行う権限が、都道府県から市町村に移譲された。また、標識の設置、行為許可、土地の買入れ等を行う権限が、都道府県から市に移譲された。

### <運用実績>

- ・特別緑地保全地区：636地区、2,896.4ha(令和3年3月末時点)  
　　<対前年度+8地区、+23.3ha>
- ・管理協定：4地区(令和3年3月末時点)

## (3)．緑化地域(都市緑地法第34条)

### <制度の概要>

- ①緑化地域は、用途地域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、都市計画に定めることができる地域地区である。
- ②緑化地域に関する都市計画には、建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度を定める。
- ③緑化地域内においては、敷地面積が一定規模(1,000㎡以上。条例により300㎡まで引下げ可)以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を都市計画に定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。また建築基準関係規定であるため実効性の高い制度である。
- ④平成29年都市緑地法改正により、緑化率の最低限度について、建ぺい率に関わらず「敷地面積の25%まで設定可能」と改正された。また、壁面緑化の面積算定方法について、従来の「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さ×1m」から、壁の正面から見た際の面積(鉛直投影面積)に改正された(いずれも平成30年4月1日施行)。

<運用状況（令和3年3月末時点）>

- ①名古屋市（平成20年10月施行）※緑化実績：約536.7ha（条例による緑化分を含む）  
市街化区域全域を対象に、300㎡以上（建ぺい率60%を越える場合は500㎡以上）  
の敷地における緑化率を建ぺい率に応じて段階的（10%～20%）に設定。
- ②横浜市（平成21年4月施行）※緑化実績：約145.5ha  
住宅系用途地域を対象に、500㎡以上の敷地における緑化率を10%以上として設定。
- ③世田谷区（平成22年10月施行）※緑化実績：約119.4ha（条例による緑化分を含む）  
市街化区域全域を対象に、300㎡以上の敷地における緑化率を敷地面積と建ぺい率  
によって段階的（5%～25%）に設定。
- ④豊田市（平成24年10月施行）※緑化実績：約0.71ha（条例による緑化分を含む）  
市街地中心部を対象に、500㎡以上の敷地における緑化率を20%以上（建ぺい率60%）、  
10%以上（建ぺい率80%）に設定。

(4) 地区計画等緑化率条例制度(都市緑地法第39条)

<制度の概要>

- ①地区整備計画等において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率  
の最低限度を、条例で建築物の新築等に関する制限として定めることが出来る制度。
- ②緑化率の最低限度は、条例において10分の2.5を超えない範囲で定める。
- ③地区レベルでの緑化率規制が可能であり、柔軟な地区設定が可能。また、緑化地域制  
度では緑化率設定の対象外となる敷地においても緑化率を定めることが可能。

<運用実績>：59都市183地区2,248.7ha（令和3年3月末時点）

（対前年度±7都市、+15地区）

(5) 市民緑地認定制度(都市緑地法第60条)

<制度の概要>

民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住  
民が利用できる緑地（認定市民緑地）として設置管理する制度

民間活力を最大限活用した地域のオープンスペースの確保を推進することで、都市  
の良好な環境形成の実現を図る。

- ✓民間事業者による緑地の管理運営水準を法的に担保
- ✓市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市  
公園の敷地面積に算定可能
- ✓みどり法人が設置管理する認定市民緑地のうち一定の要件を満たす土地に係る  
固定資産税・都市計画税軽減

[3年間 原則1/3軽減(1/2～1/6で条例で規定)] ※令和5年3月31日までの時限措置

<運用実績>：7都市10地区（令和3年3月末時点）

## 市民緑地認定制度の支援措置の改正概要 国土交通省

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な**緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在**。
- 地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、**都市内で使い道が失われた空き地等が増加**。
- 市民緑地認定制度を創設し、**NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進**。  
(市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能)

▶ **税制** 空き地や特定の用途の建築物の敷地に設置されるものに重点化(～R5.3月末)、**予算** 都市再生推進法人を支援対象に追加

### 制度概要

民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住民が利用できる緑地(認定市民緑地)として設置管理する制度

土地所有者

①賃借契約の締結

設置管理者

②設置管理計画の申請

市区町村長

③認定

④認定市民緑地の設置・管理・活用

<認定のための主な要件>

- ✓良好な都市環境の形成に貢献
- ✓緑化地域又は緑化重点地区内
- ✓面積 300㎡以上
- ✓緑化率 20%以上
- ✓設置管理期間 5年以上

空き地を地域住民の集う緑地に  
まちなかの空き地を地域のイベントなどコミュニティ活動の場として活用。



病院や学校の緑地を公開  
病院や学校の敷地内に緑豊かで癒される緑の空間を一般に開放。



歴史ある緑地・庭園を公開  
古民家の前庭、屋敷林など歴史ある緑地を一般開放し、緑地を保全・活用。



工場の緑地を公開  
工場の緑地に散策路等を整備し、市民に親しまれる広場として開放。



### 市民緑地認定制度に対する支援措置

**税制延長**  
～R5.3月末  
【3年間 原則1/3軽減(1/2～1/6で条例で規定)】

○税制措置要件の概要

- ・みどり法人<sup>※1</sup>が設置管理する土地(無償貸付又は自己保有に限る)
- ・認定市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地が**一定用途<sup>※2</sup>以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていない**こと。
- ※1) 都市緑地法第69条に規定する緑地保全・緑化推進法人
- ※2) **住宅、学校、こども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場、倉庫**

**R3年度 予算拡充** 【社交金:市民緑地等整備事業 国費率最大1/3】

○交付金要件の概要

- ・みどり法人又は**都市再生推進法人**が設置管理計画に基づき実施
- ・設置管理期間: 10年以上
- ・緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあり、当該地域に設置されるもの
- ・緑の基本計画に概ねの位置及び施設の種類の記載されているもの


下線が令和3年度改正事項

## 特定都市河川浸水被害対策法等一部を改正する法律案 うち緑地関係改正 国土交通省


- 水災害の激甚化・頻発化が懸念される中、あらゆる関係者が協働して、従来の治水対策に加えて、様々な対策に取り組む「流域治水」が重要となっている。
- 街区における治水対策は、道路、公園、学校といった公共施設や各敷地における浸透施設・貯留施設とあわせ、もともと雨水浸透貯留機能をもつ緑地の保全と、その貯留浸透機能の強化が必要。

### 街区における治水対策における緑地保全 イメージ


レインガーデンの設置




都市農地の保全




グリーンストロートの整備




屋上緑化







雨水貯留・浸透機能を有する都市公園の整備



樹林地の保全



広場の地下に埋設されている雨水貯留施設



### 特定都市河川浸水被害対策法等一部を改正する法律案 うち緑地関係改正

- 氾濫をできるだけ防ぐための対策として、都市部の緑地を保全し、雨水浸透貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用

  - ①緑地の有する雨水貯留浸透機能を特別緑地保全地区の指定理由として明確化
  - ②流域水害対策計画における記載事項に「市町村による浸水被害の防止を目的とした緑地に関する施策」を追加。

①緑地の有する雨水貯留浸透機能を特別緑地保全地区の指定理由として明確化(都市緑地法) 国土交通省

特別緑地保全地区の指定要件 (都市緑地法第12条)

- 1号: 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
  - 改正案
  - 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯(雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。)として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 2号: 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 3号: 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
  - ・風致又は景観が優れているもの
  - ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

1号に規定する遮断地帯、緩衝地帯、避難地帯の対象となる緑地 (都市緑地法運用指針5 (2) ①)

【遮断地帯】	【緩衝地帯】	【避難地帯】
既成市街地若しくは市街化区域の周辺又はは連担のおそれが強い二つの市街地の中間部に存在するようなもので、原則として徒歩による日常生活圏を分離するに足りる程度の規模及び形態を有するもの	一定の間隔をもって配置することが望ましい異種の土地利用又は施設の中間的な位置に存在するようなもので、騒音、振動、大気汚染等の公害等の種類及び程度に応じて緩衝地帯としての機能を果たす適切な規模及び形態を有するもの	住民が火急の場合に容易に到達し得る位置に存在するものであり、避難対象区域の人口等に応じて、避難者の収容、救助等の活動が安全かつ円滑に行われ得るような規模及び形態を有するもの

【雨水貯留浸透地帯】

雨水を一時的に貯留、又は地下に浸透させることにより、浸水による被害を防止する機能を有する緑地のことを指す



雨水貯留浸透に資する緑地のイメージ

緑地が有する雨水の貯留浸透機能をグリーンインフラとして活用

②流域水害対策計画の記載事項に緑地施策を追加(特定都市河川浸水被害対策法) 国土交通省

○流域水害対策計画の記載事項に、「市町村による浸水被害の防止を目的とした緑地に関する施策」を追加。  
 : 当該緑地における雨水貯留浸透施設の整備その他当該緑地が有する雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させる機能を確保し又は向上させるためのものであって、浸水被害の防止を目的とするもの 【特定都市河川浸水被害対策法第4条】

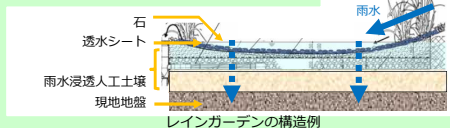
緑地における雨水貯留浸透施設の整備の例

- ・ 砕石やフィルター等の設置により、降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる機能を有する地盤の整備
- ・ 浸透機能を有する地盤に加え、地表面に植栽を施したいわゆる「レインガーデン」の整備
- ・ 周辺から雨水を流入させる水路の整備 等

【レインガーデンのイメージ】



区立上用賀公園 (世田谷区)



流域水害対策計画に特別緑地保全地区内の緑地における雨水貯留浸透施設の整備に関する事項が定められている場合、当該整備に関する行為許可申請を不要とする。【特定都市河川浸水被害対策法第29条 都市緑地法の特例】

緑地の雨水貯留浸透機能を確保・向上させる施策の例

- ・ 草地の樹林地化のための植栽
- ・ 掘削による湿地の形成 等

ポートランド市では、市街化の進行による不浸透面の増加等により、下水道インフラへの負荷増加が課題。2006年に下水管の使用と植栽帯等への雨水浸透を組み合わせた雨水処理計画に改定する等、都市レベルの水管理ビジョンを示し、グリーンインフラの活用を推進。タナーズプリングスパークでは、緑地部分を周辺敷地よりも約1.8m下げた整備することで、周辺の歩道からの雨水を捕捉し、雨水貯留機能を持たせている。



タナーズプリングスパーク (ポートランド)

<https://www.urbangreenbluegrids.com/projects/tanner-springs-park-portland-oregon-us/>

一般的に緑地そのものも一定の雨水貯留浸透機能を有するが、これらの雨水貯留浸透施設の整備や、緑地の雨水貯留浸透機能を確保・向上させる施策を個別にあるいは組み合わせて行うことにより、さらなる貯留浸透効果が期待できる。



### 3. 全国「みどりの愛護」のつどい及び全国都市緑化フェアについて

#### 【全国「みどりの愛護」のつどい】

全国「みどりの愛護」のつどいは、「みどりの日」制定の趣旨を踏まえ、全国の緑の関係者が一堂につどい、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進していくことを目的として、平成2年度から開催。

原則としてみどりの月間（4月15日～5月14日）中に、全国の主要な都市公園において、国土交通省と開催地の都道府県及び市町村等の主催で開催。

本つどいでは、例年皇室御臨席のもと、「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰、記念植樹等を実施。

#### 全国「みどりの愛護」のつどい(第30回鳥取県)



国土交通大臣表彰授与



記念植樹

#### (1) 全国「みどりの愛護」のつどいの有効活用

市制施行周年記念や新幹線開通記念などの節目等の機会に合わせることで、行政施策全般においての発信力・普及力のある事業として積極的な活用が期待される。

#### ■ 記念事業等に合わせて開催

第32回	神奈川県	横須賀市中核市移行20周年記念
第30回	鳥取県	鳥取市政130周年記念
第28回	石川県	北陸新幹線金沢開業
第26回	宮崎県	東九州自動車道(佐伯～蒲江)開通

開催申請は原則として開催希望日の2年前までに行うこととしているが、実行委員会の開催は、開催希望日の約1年前から行うこと等により準備にかかる期間を短縮することが可能。

## (2) 全国「みどりの愛護」のつどいの内容

令和元年度より、これまでの表彰式、誓いの言葉、記念植樹といった行事に加え、新たに式典会場内の緑化装飾や開催記念レセプションなど、緑化関係団体、ボランティア団体、民間企業等との新たな交流の場を充実。

開催都市におけるこれまでの花・緑の取組を反映し、開催時期や会場の形態・規模を柔軟に設定。

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた式典及び記念植樹を取りやめ、別途、感謝状授与及び植樹を実施。)

### ■会場内の緑化装飾（第30回鳥取県）



コンテナガーデン



飾花プランター

## (3) 今後の開催予定

### 【令和4年度（第33回）】

主 催：国土交通省、奈良県、奈良市

開 催 日：令和4年5月21日（土）

場 所：奈良県コンベンションセンター及び国営平城宮跡歴史公園



(国営平城宮跡歴史公園)

### 【令和5年度（第34回）】

主 催：国土交通省、福岡県、北九州市

開 催 日：令和5年春

場 所：勝山公園

## 【全国都市緑化フェア】

全国都市緑化フェアは、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として、昭和 58 年度より開催。地方公共団体及び(公財)都市緑化機構の主催で開催。期間中の中心的な行事として、昭和 61 年度より皇族御臨席のもと、「全国都市緑化祭」を開催。

### ○これまでの緑化フェア

会場：都市公園を中心 期間：概ね 2 カ月程度  
体制：開催自治体主体の実行委員会形式



### ○これからの緑化フェア

#### 開催都市にあわせた構成が可能な地域性を活かせる緑化フェア

- 開催都市における花・緑をはじめとして、観光、産業、農産物、環境等、様々な取組をPRする場として開催
  - 開催都市の条件に合わせ、開催期間や会場の形態・規模を設定
- 過去の緑化フェアにおけるコンパクトなスタイルでの開催事例

開催地	主会場(都市公園)	開催期間	入場者数
第 34 回八王子フェア	既設・改修(10.6ha)	30日間	28. 6万人
第 30 回 鳥取 フェア	既設・改修(7.0ha)	51日間	25. 8万人
第 24 回 船橋 フェア	既設・改修(27.3ha)	34日間	21. 2万人

- 会場構成は、都市公園に加え、沿道緑化、港湾緑地、商店街、里山等、空間に広がりを持たせて展開
- 既存施設の活用や既存イベントの延長、民間施設との連携や企業協賛の獲得等の工夫により事業費を抑えて実施
- 緑化団体が取組む「まちなか花壇」、地域で開催する「オープンガーデン」、民間の「庭園・ガーデン」、「マルシェ」等を主役として開催



第 31 回しずおかフェア  
市内の緑化団体によるまちなか会場づくり



(参考)福岡市一人一花運動  
協賛企業スポンサー花壇

#### 【開催検討のための専門家の派遣等】

(公財)都市緑化機構が、フェアの豊富な見識をもつ専門家をアドバイザーとして派遣。また、開催地のためのフェアの進め方に関する「研究会」を設置し、開催検討を支援。

### ◆緑化フェアの導入例

緑化フェアは、市制施行周年記念やインフラ整備事業完成の機会に開催されることで行政施策全般において発信力のある事業として実施。

#### 記念事業と合わせ開催されたフェア

第 35 回山口フェア	平成 30 年(2018)	明治150年記念事業の中心的事業
第 34 回八王子フェア	平成 29 年(2017)	市制100周年記念事業
第 28 回鹿児島フェア	平成 23 年(2011)	九州新幹線鹿児島ルートの新線開業

また、以下のような事業や施策にあわせて開催することにより相乗効果が期待できる。

- 地域振興、観光促進、周年事業として
- ガーデンツーリズム等にあわせた地域価値の向上や観光資源の活性化策として



第 33 回よこはまフェア  
観光名所の更なる魅力向上に貢献



第 37 回ひろしまフェア  
平和と広島の魅力の世界に発信



第 38 回くまもとフェア  
震災支援に対する感謝と復興の発信

### ◆開催予定

#### 【第 38 回全国都市緑化くまもとフェア】

愛称：くまもと花とみどりの博覧会～THE GREEN VISION 未来への伝言～

会期：令和 4 年 3 月 19 日(土)～5 月 22 日(日) [65 日間]

会場：(メイン会場)

街なかエリア：熊本城公園及びシンボルプロムナード一帯

水辺エリア：水前寺江津湖公園一帯

まち山エリア：立田山

(パートナー会場) ①県内すべての市町村(45市町村)

②市内の各区の自然資源(託麻三山、八景水谷、金峰山、雁回山、白川公園等)

③空港・駅・ターミナルなどの交通拠点

主催：熊本市、(公財)都市緑化機構

### **【第39回全国都市緑化北海道フェア】**

愛称：ガーデンフェスタ北海道2022

会期：令和4年6月25日（土）～7月24日（日）[30日間]

会場：（メイン会場・まちなか会場）

花の拠点、中島公園、隣接する河川空間、まちなか会場  
（協賛会場）

えこりん村、サッポロビール北海道工場、ふるさと公園、ルル  
マップ自然公園ふれらんど（恵庭市）、イコロの森（苫小牧市）、  
いわみざわ公園（岩見沢市）、ゆにガーデン（夕張郡由仁町）、国  
営滝野すずらん丘陵公園（札幌市南区）、ウポポイ（民族共生象  
徴空間）（白老郡白老町）、真駒内公園（札幌市南区）、他各道立  
公園等

（スポット会場）

駅や公共空間、イベントを行う会場等

主催：北海道、恵庭市、（公財）都市緑化機構

### **【第40回全国都市緑化仙台フェア】**

会期：令和5年4月26日（水）～6月18日（日）

会場：（メイン会場）

青葉山公園追廻地区、西公園南側地区、その間を流れる広瀬川  
の一带

主催：仙台市、（公財）都市緑化機構

### **【第41回全国都市緑化かわさきフェア】**

会期：令和6年10月中旬～11月上旬、令和7年3月上旬～下旬

会場：（メイン会場）

富士見公園、等々力緑地、生田緑地

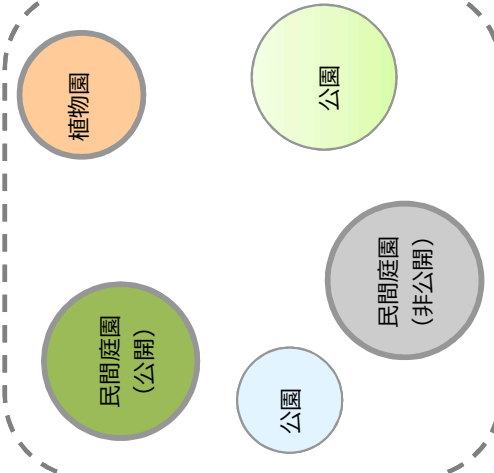
主催：川崎市、（公財）都市緑化機構

# 4. ガーデンツーリズム登録制度（庭園間交流連携促進計画登録制度）

## ガーデンツーリズム登録制度の創設

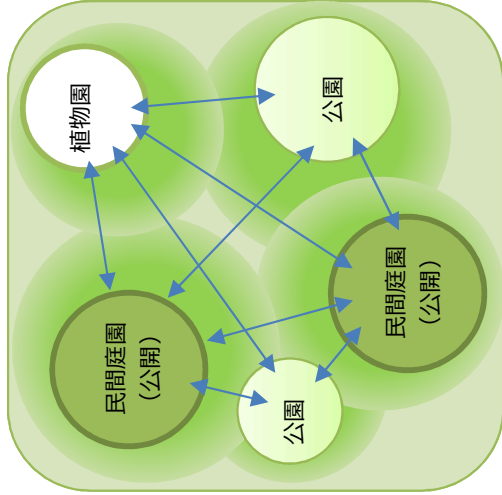
※ガーデンツーリズム：複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取組

これまで(個々の庭園管理)



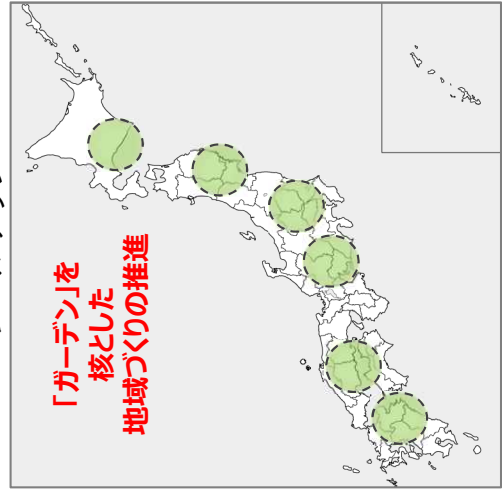
地域に多くの公園、庭園、植物園があるが、個々に管理運営をしているため集客に限界があり、管理コストも課題。

庭園の連携体制の構築  
庭園文化の向上・地域の活性化



地域ごとの風土、文化を反映させた統一的なテーマを設定。テーマに沿った複数の施設を連携する体制を構築。認知度の向上、集客の増加を図り、庭園文化の向上と地域の活性化を図る。

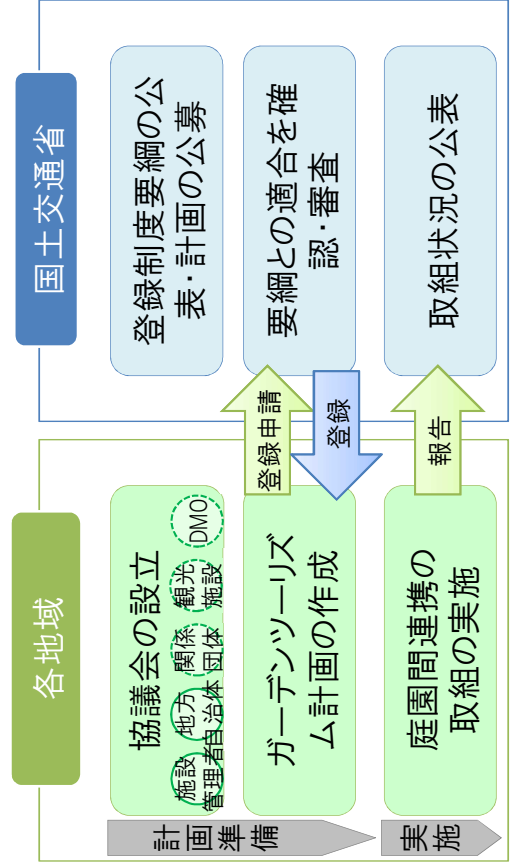
全国の団体の連携による  
レベルアップ



「ガーデン」を  
核とした  
地域づくりの推進

登録団体がさらに全国的に連携し、ノウハウが横展開され、市場が拡大

## ◆ ガーデンツーリズム登録制度の流れ



## ◆ 審査委員会

涌井 史郎	東京都大学 特別教授
倉重 祐二	新潟県立植物園 園長
小林 茂	株式会社JTBPブリッシング ビジネスプロデュース部副部長 「JCB THE PREMIUM」J-B Style」編集長
須磨 佳津江	フリーアナウンサー (元NHKアナウンサー)
田中 伸彦	東海大学観光学部観光学科 教授
八木 波奈子	有限会社ビジネス出版代表取締役

## ◆ ガーデンツーリズム登録ロゴマーク



(敬称略・五十音順)

## 北海道ガーデン街道

北海道旭川市、富良野市、帯広市ほか



真鍋庭園 (帯広市)

## ガーデンネックレス横浜

神奈川県横浜市



日本大通り (横浜市)

## 「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム

神奈川県箱根町、静岡県沼津市、三島市ほか



沼津御用邸記念公園 (沼津市)

## 富士・箱根・伊豆

### にいがた庭園街道

新潟県新潟市、村上市、新発田市ほか



旧齋藤家別邸 (新潟市)

### アメijingガーデン・浜名湖

静岡県浜松市、湖西市、袋井市、掛川市



はままつフラワーパーク (浜松市)

## 宮崎花旅365

宮崎県宮崎市



フローランテ宮崎 (宮崎市)

## いばらきガーデン&オーチャードツーリズム

茨城県水戸市、ひたちなか市、笠間市ほか



偕楽園公園 (水戸市)

## 湘南邸園文化ツーリズム

神奈川県小田原市、茅ヶ崎市、大磯町ほか



小田原邸園交流館 清閑亭 (小田原市)

## 雪舟回廊

岡山県総社市、島根県益田市、山口県山口市、広島県三原市ほか



萬福寺庭園 (益田市)

## むさしの・ガーデン紀行

三鷹市、調布市、小金井市ほか



都立野川公園 (三鷹市／調布市／小金井市)

## わかやま庭園文化と歴史回遊

和歌山県和歌山市、岩出市、紀の川市ほか



金剛峯寺蟠龍庭 (伊都郡高野町)

## みやぎ蔵王ハートニー花回廊

宮城県川崎町、柴田町、蔵王町ほか



船岡城址公園 (柴田郡柴田町)

## 花と暮らす恵庭の花めぐり

北海道恵庭市



ガーデンギャラリー (恵庭市)

**登録された計画：13計画（令和4年4月時点）**

※下段3計画は令和4年4月27日登録予定

## 5. 公園緑地における国際的な取組について

### 【国際園芸博覧会について】

#### (1) 国際園芸博覧会の種類

国際園芸博覧会は、国際園芸家協会(AIPH)が承認する博覧会で、以下に分類。

種別	開催期間	開催頻度	最低開催規模
A1 世界園芸博覧会	3～ 6か月	・同時開催は不可 ・10年間で5回以下 ・同一国では10年に1回以下	・50ha以上 ・参加国10か国以上
B 国際園芸博覧会	3～ 6か月	・同時開催は二つまで	・25ha以上 ・10以上の海外参加者
C 国際園芸展示会	4～ 30日	・同時開催は二つまで	・6千㎡以上 ・6以上の海外参加者
D 国際園芸貿易展	—	・同一大陸で同時開催は二つまで	—

※博覧会国際事務局(BIE)：国際博覧会条約の適用を監督・確保するために設立された国際機関

※国際園芸家協会(AIPH)：国際的レベルでの園芸生産者の共通の利益を求めするために組織された国際的生産者組織

#### (2) 国際園芸博覧会 (A1 クラス) への日本政府出展状況・予定

(令和4年3月末現在)

開催年	開催地	参加国数	来場者数	出展状況
1984	S59 リバプール (イギリス)	29	338 万人	建設省・農水省
1990	H2 大阪 (日本)	83	2,312 万人	(日本開催)
1992	H4 ハーグ・ズータメア (オランダ)	25	336 万人	建設省・農水省
1993	H5 シュトゥットガルト (ドイツ)	10	731 万人	農水省
1999	H11 昆明 (中国)	95	950 万人	建設省・農水省
2002	H14 ハールレマミーア (オランダ)	30	210 万人	国交省・農水省
2003	H15 ロストック (ドイツ)	40	300 万人	国交省
2006	H18 チェンマイ (タイ)	30	384 万人	国交省・農水省
2012	H24 フェンロー (オランダ)	42	204 万人	農水省
2016	H28 アンタルヤ (トルコ)	55	450 万人	国交省・農水省
2019	R1 北京 (中国)	110	934 万人	国交省・農水省
2022	R4 アルメーレ (オランダ)		200 万人 (目標)	国交省・農水省
2023	R5 ドーハ (カタール)		300 万人 (目標)	国交省・農水省



### (3) 今後の国際園芸博覧会への日本国出展について

今後開催予定の国際園芸博覧会(A1 クラス)は以下のとおりである。

#### ① 2022年アルメーレ国際園芸博覧会（フロリアード2022）

##### 【概要】

- 開催期間：2022年4月14日～2022年10月9日
- 開催場所：オランダ・アルメーレ（約60ha）
- 想定来場者数：200万人
- テーマ：Growing Green Cities（成長する緑の都市）



#### ② 2023年ドーハ国際園芸博覧会

##### 【概要】

- 開催期間：2023年10月2日～2024年3月28日
- 開催場所：カタール・ドーハ アルビッドパーク（約170ha）
- 想定来場者数：300万人
- テーマ：Green Desert , Better Environment（緑の砂漠 よりよい環境）



#### (4) 2027年国際園芸博覧会について

国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らしの創造等を目的に各国で開催している。

2027年国際園芸博覧会は、最上位の国際園芸博覧会（A1）として開催するものであり、AIPH（国際園芸家協会）の承認と、BIE（博覧会国際事務局）の認定が必要となる。（我が国では1990年の「大阪花の万博」に次いで2回目の開催）

AIPHは承認済（2020年3月）であり、閣議了解（2021年6月22日）を受けてBIEへの認定申請に向けた手続きを開始し、2022年6月までに閣議決定を行った上で、認定を申請する予定である。

#### 【概要】

- 開催期間：2027年3月～9月予定
- 開催場所：神奈川県横浜市  
旧上瀬谷通信施設（約100ha）
- 参加者規模：1500万人（ICT活用等の多様な参加形態を含む）  
（有料来場者数 1000万人以上）
- テーマ：Scenery of The Future for Happiness  
（幸せを創る明日の風景）



会場イメージ図（案）

## Ⅷ-3 景観・歴史まちづくりの推進について

### 1. 景観計画の策定・見直しの推進について

#### (1) 景観法の概要（平成17年6月1日施行）



#### <景観法の施行状況（令和3年3月31日現在）>

○景観行政団体	787 団体	（40 都道府県、747 市区町村）
○景観計画策定団体	630 団体	（22 都道府県、608 市区町村）
うち重点地区設定市区町村		（370 市区町村）
○景観地区	54 地区	（33 市区町）
○準景観地区	6 地区	（4 市町）
○景観協定	138 件	（3 県、60 市町）
○景観重要建造物	669 件	（2 都道府県、103 市区町）
○景観重要樹木	263 件	（62 市区町村）
○景観整備機構	延べ117 法人	（19 都道府県、60 市区町村）
○景観協議会	延べ95 組織	（1 県、57 市町村）

## (2) 景観計画の策定・改定の推進について

### ○景観法運用指針の一部改正について

「第5次社会資本整備重点計画」が令和3年5月に閣議決定され、「景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数」が「重点施策：美しい景観・良好な環境形成」のKPIの一つとして位置づけられたこと及び「無電柱化推進計画」が令和3年5月に策定され、「景観法等における規制と連携した取組拡大」が記載されたこと等を踏まえ、景観法運用指針の一部を改正した。(令和4年3月)

## 景観法運用指針の一部改正

景観行政の更なる推進を図るべく、昨今の社会経済情勢の変化等を踏まえ、景観法運用指針を改正。改正のポイントは、以下のとおり。

(令和4年3月)

### 1. 景観形成の観点からの無電柱化の推進

→景観形成の観点からの無電柱化の推進について追記。

- ・ 景観計画の「行為の制限に関する事項」の工作物の形態意匠の制限に関する事項等として、無電柱化を位置づけられること
- ・ 景観重要公共施設について、整備に関する事項に無電柱化を位置づけられること  
占有等の許可の基準として電線類の地中化等を位置づけられること
- ・ 景観地区において、条例で工作物の形態意匠制限として無電柱化を位置づけられること

### 2. 第5次社重点における新KPI「景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数」の設定

→重点地区を設定しきめ細やかな景観規制に取り組むことが望ましいことについて追記。

- ・ 景観計画の「景観計画区域設定の考え方」の例示として、地域に抛り所や顔となる地区を重点地区として定め、きめ細かな規制誘導を推進すること
- ・ 景観計画の「届出対象行為」に、重点地区内において、より小規模な行為まで届出対象とすることで、その地区に特化したきめ細やかな規制を行うことができること

### 3. 都市再生特措法による景観法の特例(都再法第62条の14)

→都市再生整備計画において滞在快適性等向上区域が定められた場合、一体型事業実施主体等は景観計画の策定・変更を提案することができる旨を追記。

### ○講習会（景観行政セミナー）の開催について

景観計画の策定促進を主目的として、平成29年度から各都道府県において景観行政セミナーを開催し、景観まちづくりの効果や事例についての情報提供や景観計画策定方法等を周知する講習会の開催等を行っている。

令和4年度も引き続き、都道府県単位で講習会（景観行政セミナー）の開催等を行い周知していく。

令和4年度の主な内容は、令和4年3月に各自治体あてに通知した「景観法運用指針の一部改正」、「今後の景観まちづくりのあり方」報告書、「景観計画策定・改定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」の内容説明を予定。

## ○景観改善推進事業について

「明日の日本を支える観光ビジョン」や政策レビューの結果を踏まえ、景観計画策定団体数の増加を図るため、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行う事業を令和2年度より創設した。

令和4年度からは、事業主体を「景観に関連のある計画等を定めている市区町村」に限定するとともに、景観に関連のある計画等に、「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地及び都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域を追加した。

### 「景観改善推進事業」について

#### 目的

- 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施。
- これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を行うとともに、ポストコロナにおける多様な価値観の受け皿となる個性的な都市の形成にも貢献。

#### 支援内容

##### 【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

##### 【補助率】

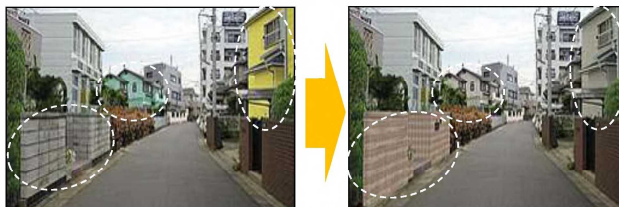
- 上記(1)、(2) 事業主体がa.かつb.に該当する場合 1/2  
 事業主体がa.に該当する場合 1/3  
 上記(3) 事業主体がa.に該当する場合 1/3

##### 【事業主体】

- a. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

## 2. 歴史的風致維持向上計画の策定の推進について

### (1) 歴史まちづくり法の概要

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」は、文部科学省、農林水産省、国土交通省三省の共管法として関係政省令とあわせ平成20年11月4日に施行された。

本法は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、この歴史的風致を維持向上させ、個性豊かな地域社会の実現と都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。

市町村が適切かつ有効な歴史的風致維持向上計画を作成するためには、文化財保護制度やまちづくりの各種制度を所管する主務省（文部科学省、農林水産省、国土交通省）と随時相談することが有益と考えられる。計画策定時等には、各主務省の窓口や各地方整備局等にご相談いただきたい。

#### 【各主務省相談窓口】

文部科学省：文化庁文化資源活用課

農林水産省：農村振興局農村政策部農村計画課

国土交通省：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室

#### 【歴史まちづくり法のスキーム】

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

##### 【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

##### 【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境



## 【歴史まちづくりの取組効果】

### 〔岐阜県高山市〕

○歴史的風致は、我が国や地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源であり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、各地域のアイデンティティの確立や、我が国の誇る固有の伝統文化を保存し、後世に継承するに当たり重要な意味を持っている。

#### ■事例：高山祭の屋台行事にみる歴史的風致（岐阜県高山市）

##### 維持向上すべき歴史的風致

高山祭は江戸時代から続く祭礼行事であり、屋台を守り続ける屋台組の人々の強い思いと誇りによって執り行われ、旧城下町を絢爛豪華な屋台が曳かれる。



##### 歴史的風致の維持向上の取組

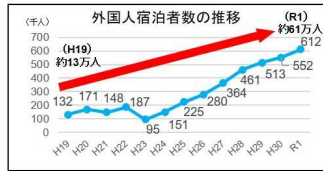


土蔵を活用した歴史・美術展示施設、空家等を活用した伝統文化の体験交流施設を整備。



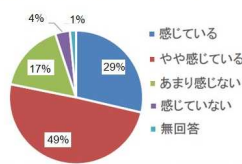
地域内外から支援者を募って伝統行事等の人材を確保する仕組みの構築を図る。

#### 1. 外国人観光客の増加



外国人観光客が、約13万人(平成19年)から約61万人(令和元年)に増加。

#### 2. 郷土の歴史・文化への誇りの醸成



市民の約78%が「文化財や伝承芸能が保存・継承され、郷土の歴史文化に誇りを持っていると感じている」と回答

#### 3. 固有の伝統文化の保存・継承



屋台保存会において小学生による「神楽舞」の復活に取り組み、平成24年の春祭りで50年ぶりに披露

祭りの歴史や文化を伝えるため、平成27年の秋祭りで小学生が屋台に乗る体験を初実施

## (2) 歴史的風致維持向上計画の認定状況について

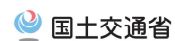
令和4年3月末現在、87市町の歴史的風致維持向上計画の認定を行っている。また、30市町が第2期計画へ移行している。

国土交通省ホームページ「歴史まちづくり」には、認定状況及び各認定計画へのリンクを掲載しているので、参考としていただきたい。

([https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi\\_history\\_tk\\_000010.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html))

## 【歴史的風致維持向上計画認定状況】

### 歴史的風致維持向上計画認定状況（R4年3月末時点）



区	市町村数	認定計画数	認定日	区	市町村数	認定計画数	認定日
東北	1	秋田県 弘前市*	H22.2.4	50	徳島県 藤井市*	H21.1.10	
	2	岩手県 盛岡市	H30.11.13	51	長浜市*	H22.2.4	
	3	茨城県 多賀城市*	H23.1.16	52	大津市*	H21.8.23	
	4	秋田県 大館市*	H25.3.7	53	大津市*	H21.11.19	
	5	秋田県 横手市*	H30.7.11	54	京都府 宇治市*	H24.3.5	
	6	山形県 鶴岡市*	H25.11.22	55	向日市*	H27.2.23	
	7	白河市*	H22.2.23	56	大塚市*	H25.11.22	
	8	山形県 酒田市*	H21.2.22	57	沼津市*	H25.2.11	
	9	福島県 磐前町*	H28.1.25	58	奈良県 奈良市*	H27.2.23	
	10	山形県 最上町*	H28.3.28	59	津波町*	H28.3.28	
	11	福島県 棚田町*	R2.6.24	60	和歌山県 広川町*	H28.10.3	
12	茨城県 鉾田市*	H23.3.11	61	和歌山県 和歌山市*	H30.3.28		
13	茨城県 水戸市*	H22.2.4	62	高野町*	H31.1.24		
14	栃木県 下野市*	H31.3.28	63	島根県 松江市*	H23.2.23		
15	栃木県 栃木市*	H31.3.28	64	鳥取県 津和野町*	H25.4.11		
16	群馬県 沼田町*	H22.3.30	65	岡山県 瀬山町*	H21.7.22		
17	群馬県 碓氷町*	H30.1.23	66	岡山県 高梁市*	H22.11.32		
18	埼玉県 川越市*	H23.6.8	67	広島県 尾道市*	H24.6.6		
19	千葉県 香取市*	H31.3.28	68	広島県 竹原市*	H24.6.6		
20	神奈川県 小田原市*	H23.6.8	69	山口県 萩市*	H21.1.19		
21	神奈川県 鎌倉市*	H28.1.25	70	山口県 三好市*	H21.11.19		
22	山梨県 甲府市*	H29.3.17	71	愛媛県 大洲市*	H24.3.5		
23	山梨県 下野原町*	H21.3.11	72	愛媛県 大分市*	R1.6.12		
24	山梨県 松本市*	H23.6.8	73	高知県 佐川町*	H21.3.11		
25	長野県 岡谷市*	H24.6.6	74	大分県 大分市*	H22.11.22		
26	長野県 長野市*	H25.4.11	75	福岡県 高田町*	H26.6.23		
27	長野県 千曲市*	H28.5.19	76	福岡県 那珂市*	H30.3.28		
28	新潟県 村上市*	H28.10.3	77	佐賀県 佐賀市*	H24.3.5		
29	新潟県 佐和田市*	H23.2.4	78	福岡県 基山町*	H31.3.28		
30	富山県 高岡市*	H23.6.8	79	福岡県 藤岡市*	H31.3.28		
31	石川県 金沢市*	H21.1.19	80	長崎県 長崎市*	R2.3.24		
32	石川県 加賀市*	R3.3.23	81	山梨県 山梨市*	H21.3.11		
33	富山県 富山市*	H21.1.19	82	熊本県 熊本市*	H26.6.23		
34	富山県 小坂町*	H23.2.23	83	熊本県 宇土市*	H24.2.4		
35	岐阜県 美濃市*	H24.3.5	84	福岡県 竹田町*	H26.6.23		
36	岐阜県 岐阜市*	H25.4.11	85	大分県 大分市*	R1.6.12		
37	岐阜県 津市*	H26.2.14	86	熊本県 熊本市*	H23.2.23		
38	岐阜県 三谷町*	H28.10.3	87	宮崎県 日向市*	H25.11.22		
39	静岡県 掛川市*	H30.1.23					
40	静岡県 伊豆の国市*	H30.7.11					
41	静岡県 下田市*	H30.11.13					
42	静岡県 浜松市*	R4.3.29					
43	愛知県 犬山市*	H21.3.11					
44	愛知県 名古屋*	H28.2.14					
45	愛知県 岡崎市*	H28.5.19					
46	愛知県 津島市*	R2.2.24					
47	愛知県 豊山町*	H21.1.19					
48	三重県 明和町*	H24.6.6					
49	三重県 伊賀市*	H28.5.19					

合計 87都市(39府県)  
\*うち2期計画認定済 30都市

### (3) 歴史的風致維持向上計画認定による支援措置

## 歴史まちづくりに関する主な支援措置

社会資本整備総合交付金

<p><b>①街なみ環境整備事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援</li> <li>○歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象</li> </ul>	<p><b>②都市公園事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援</li> <li>○古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象</li> </ul>	<p><b>③都市再生整備計画事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援</li> <li>○交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



重点区域

城址(国指定史跡)  
城郭(重要文化財)

大名庭園(国指定史跡)

○ コアとなる国指定文化財等  
▲ 歴史的風致形成建造物

<p><b>④景観改善推進事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援</li> <li>○景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援</li> </ul>	<p><b>⑤歴史的観光資源高質化支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景が補助対象</li> </ul>	<p><b>⑥Living History(生きた歴史体感プログラム)事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組を支援</li> <li>○補助率5%加算</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

## 歴史的観光資源高質化支援事業

観光税(補助)

- 歴史的なまちなみの減失が進行するなか、その修景を図るため、今年度に空き地の緑化ができるよう措置したところであるが、それに留まることなく、より積極的に町並みの再生を実現させていくには、伝統的な意匠形態をもった建築物を呼び込む必要がある。
- 一方、伝統的な意匠形態をもった建築物を整備する場合、一般の建築物よりも費用負担が大きくなることなどから、景観規制等による制度のみでは、良好な景観形成の誘導が進んでいない。
- そのため、空地において伝統的な意匠をもった新たな建築物の建築を誘導するため、新築建築物の外観修景を支援対象に追加し、訪日外国人旅行者を惹きつける地域固有の観光資源となる歴史的なまちなみの保全・再生を図るとともに、まちあるきを楽しめる環境の整備を推進する。

### 要求内容

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却
  - 伝統的な意匠形態をもった新築建築物の外観修景
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 補助率 1/3(補助対象事業者以外の方が実施する事業にあつては、補助対象事業者が補助する経費の1/2以内で、かつ、当該事業に要する経費の1/3以内)
- 地域要件 特定観光地かつ歴史的風致維持向上計画認定都市

### 歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化

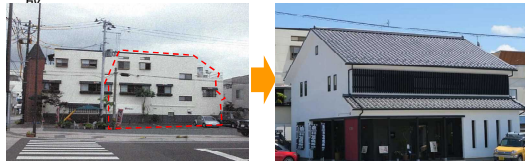
京都市では本事業を活用し、北野天満宮参道(御前通り)の舗装を石畳風に美装化し、歴史的なまちなみ景観との調和を図った。



北野天満宮参道(御前通り)の石畳風舗装

### 伝統的な意匠をもった新築建築物の外観修景

福島県白河市では、良好な歴史的なまちなみ景観を次世代へつなげていくために、伝統的な意匠をもった新築建築物の建築経費の一部を助



城下町にふさわしい佇まいの新築建築物(白河市)



# VIII-4 2027年(令和9年)国際園芸博覧会の概要

- ▶ 国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らしの創造等を目的に各国で開催
- ▶ 2027年国際園芸博覧会は、最上位の国際園芸博覧会 (A1) として開催するものであり、AIPH (国際園芸家協会) の承認と、BIE (博覧会国際事務局) の認定が必要 (我が国では1990年の「大阪花の万博」に次いで2回目の開催)
- ▶ AIPHは承認済 (2020年3月) であり、閣議了解 (2021年6月22日) を受けてBIEへの認定申請に向けた手続きを開始し、2022年6月までに閣議決定を行った上で、認定を申請する予定

## 開催概要

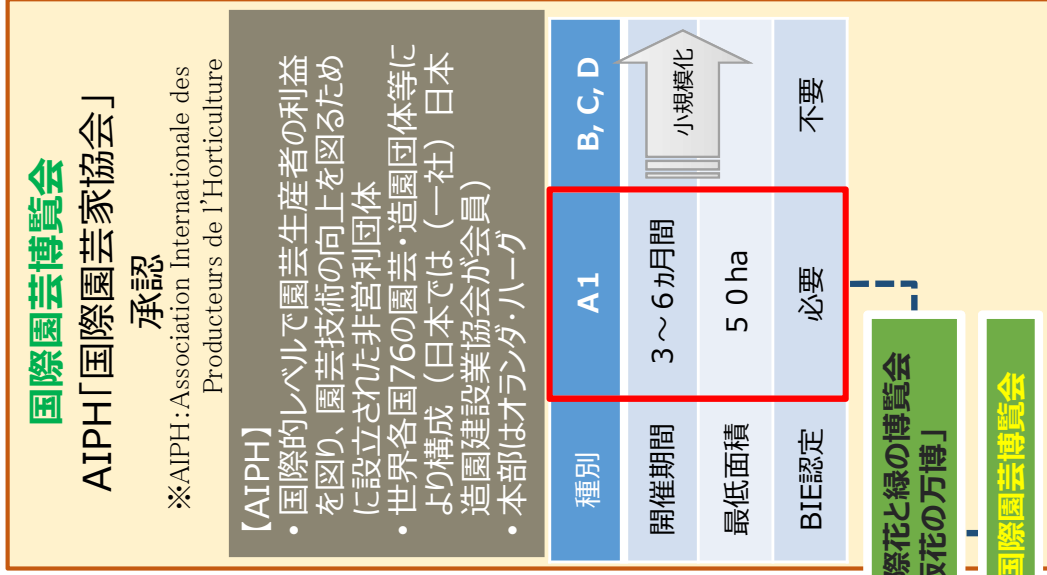
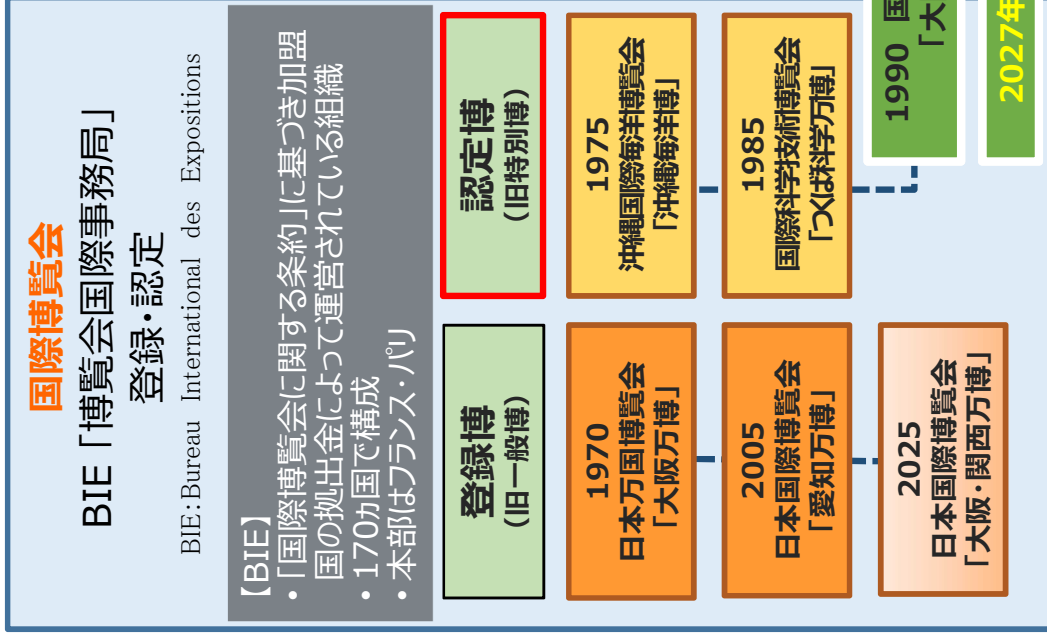
- 位置付け**：最上位の国際園芸博覧会 (A1)  
 ※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催
- 開催場所**：旧上瀬谷通信施設の一部 (約100ha)  
 (横浜市旭区・瀬谷区)
- 開催期間**：2027年3月～9月 (6か月間)
- 参加者数**：1,500万人 (ICT活用等の多様な参加形態含む)  
 ※大阪花の万博では約2,300万人が来場
- 会場建設費**：約320億円
- テーマ**：幸せを創る明日の風景  
 ～Scenery of The Future for Happiness～
- 開催者**：2027年国際園芸博覧会協会 (予定)



旧上瀬谷通信施設

相鉄線「瀬谷駅」から北に2 km

## 国際園芸博覧会の位置付け



## 気候変動等の世界的な環境変化

(自然災害の激甚化・頻発化、生物多様性の喪失、環境と共生した都市空間の国際的な重要性の増大)

### 博覧会の意義・概要

#### ○ 花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能な幸福感が深まる社会の創造

- ・ **自然が持つ多様な機能※を活用した、持続可能な、災害に強く、ゆとりとにぎわいのあるまちづくり**を世界に向けて提案  
※(自然が持つ) 気温上昇を抑制する機能、雨水の貯留・浸透による防災・減災機能、ゆとりある生活空間・良好な景観を形成する機能
- ・ 我が国が誇る**花き・園芸文化※の国際社会への発信、世界各国との花き・園芸文化の交流**  
※生け花、盆栽、日本庭園等の伝統・文化、北米で評価の高い花色が鮮やかなスイートピーなど海外にも輸出されている日本の優れた花き品種 等
- ・ 花、緑、農に関わる文化や産業を支える**最新技術※の共有**  
※スマート農業等の推進に資するICT、IoT、AI、ロボット、バイオテクノロジー等の最新技術 等

**SDGs目標年(2030年)の3年前**に開催される国際園芸博覧会として、持続可能な社会の形成に向けた取組の成果を確認し、世界と共有することで、より確実なものとする機会に

さらには、2050年**カーボンニュートラルの実現**など、**グリーン社会の実現に貢献**するため、2030年以降を見据えた取組を共有する機会に

#### 博覧会を通じて目指す未来の社会像



立体的緑化による建物全体での雨水貯留、ヒートアイランド現象緩和



魅力ある緑地と降雨時の雨水貯留浸透を兼ねた空間の創出



花き・園芸文化の普及・発展



AI搭載車両により花き害虫を画像で判定しながら農薬を自動散布

#### ○ 豊かな自然環境を活かした新たな活性化拠点の形成促進

首都圏に残された242haに及ぶ貴重な平坦地であり、2015年6月に米軍より返還された「旧上瀬谷通信施設」で花と緑の国際博覧会を開催することで、友好平和のメッセージを国内外に発信するとともに、返還地の**未来のまちづくりを促進**